

平成25年度予算等審査特別委員会記録（第3号）

○日時 平成25年3月13日
午前10時00分開議

○場所 議場

○出席委員（18名）

委員 長	渡部 眞 美
副委員 長	小田部 善 治
委員	飯田 敏 勝
	井戸 達 也
	小澤 陽 平
	金兵 智 則
	栗田 政 男
	近藤 憲 治
	佐々木 玲 子
	空 英 雄
	高橋 政 行
	立崎 聡 一
	七夕 和 繁
	平賀 貴 幸
	古都 宣 裕
	松浦 敏 司
	山田 庫 司郎
	山田 俊 美

企画調整課 長	岩 永 雅 浩
総務課 長	猪 股 淳 一
健康管理課 長	大 島 昌 之
生活環境課 長	後 藤 利 博
生活環境課 参事	平 野 雅 久
社会福祉課 長	川 上 晃 司
介護福祉課 長	児 玉 卓 巳
子育て支援課 長	松 野 憲 司
静湖園 長	石 川 進

教 育 長	木目澤 一 三
学校教育部 長	小田島 和 之
社会教育部 長	古 田 典 生
社会教育部 参事 監	前 田 誠 治

○事務局職員

事務局 長	佐 藤 明
次 長	吉 田 正 史
総務議事係 長	高 井 秀 利
係	菊 池 香 代子
係	瀬 口 智 大
係	松 山 俊

○議事の概要 別紙のとおり

○欠席委員（0名）

○委員外議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	水 谷 洋 一
副 市 長	大 澤 慶 逸
企画総務部 長	川 田 昌 弘
市民部 長	照 井 安 徳
福祉部 長	酒 井 信 隆
経済部 長	三 島 正 昭
観光部 長	井 上 範 一
水産港湾部 長	鈴 木 義 雄
建設部 長	佐 藤 信 之
水道部 長	下 間 孝 志
企画総務部 次 長	今 野 哲 男
市民部 次 長	後 藤 伸

午前10時00分 開議

◎渡部委員長 おはようございます。

本日の出席委員は18名で、全委員が出席しております。

ただいまから、本日の委員会を開きます。

それでは、早速、本日の日程であります一般会計歳出のうち、民生費、衛生費及びその特定財源に関する歳入の細部質疑に入ります。

質問者、挙手を願います。

山田俊美委員。

◎山田（俊）委員 それでは、早速ですが、私から質問をさせていただきます。

きょうは生活環境関係の質問と衛生関係の質問をさせていただきます。

最初に、生活環境課関係の事業なのですが、墓地墓園整備関係について質問をさせていただきます。

まず、潮見墓園整備事業であります。この事業は市民の長年の希望であったと私は認識しております。以前、私が合祀墓建設の必要性を質問したところ、市民の要望が多くあり、建設をするということでした。この事業がいよいよ実現する運びとなったことは、大変喜ばしいと思うところです。この事業を行わなければならなかった背景は、言うまでもなく少子高齢化であります。また、近年、子どものできない御夫婦がふえているということも原因であると思われまます。

そこで質問ですが、この整備事業の概要は、潮見墓園の拡張造成と合祀墓の設置ですが、どのような計画になっているのでしょうか。

◎後藤生活環境課長 潮見墓園整備事業の関係でございますが、平成25年度で拡張する場所といたしましては、現在利用しております潮見墓地の北側、約5,120平方メートルを造成し、拡張する予定で考えております。

なお、その内容といたしましては、現在も利用を進めております墓石型区画墓地を200区画、それから今、委員のほうからお話がありました合祀墓をそのエリアの約900平方メートルの中に設置するということが計画をしております。

なお、合祀墓の収蔵量でございますけれども、大体300体の遺骨を収蔵できるような大きさを考えております。

◎山田（俊）委員 今、概略を御答弁いただきました。一応、新しくは200区画ということで、そ

こは個人の利用という形だと思います。残り300体分は合祀墓の中に利用していただくということが一応わかりました。

そこで、質問なのですけれども、この潮見墓地が造成されて何年ぐらいになるのでしょうか。

◎後藤生活環境課長 現在の潮見墓地は、昭和48年から造成を開始しておりまして、大体39年が経過する状況でございます。

全体の区画数といたしましては、平成18年に136区画を造成し、合計で1,529区画の造成が終了しているところでございます。

◎山田（俊）委員 今のお話によりますと、39年1,529区画ということで、ほぼ満杯になったから200を追加しようという計画だというふうに思います。

そこで、最近の傾向を先ほど言いましたけれども、合祀墓というのは、子ども、いわゆる子孫がいなくて、これからどうしようかという方がたくさんおられた中で、市が要望に応じてこのようなふうになったわけでございますが、この利用の仕方について質問なのですけれども、例えば現在お墓はあると。しかし、将来、子孫がないので、この合祀墓のところに入りたいというような希望の方がいたとしたら、その辺については前もって受け付けとか、そういうことはされるのでしょうか。

◎後藤生活環境課長 ただいまの御質問は、合祀墓に申請をされる要件の内容かと思っておりますけれども、現在の時点で考えております合祀墓の申し込み要件というのは、基本的には遺骨を現在お持ちになっている方の遺骨申し込みと、まだ自分は生きているのですけれども、生前申し込みという、大きく二つに大別されるのかなというふうに考えております。

亡くなった方の焼骨を保有しているのですけれども、現在、墓地とか納骨堂を使用しておらず、今後も使用する意思のない方。生前の方であれば、亡くなった後、遺族の方に焼骨の管理とか祭祀に当たっての負担をかけたくないというのが基本的な考え方になってくるのかなというふうに考えております。

ただ、今、委員からお話がありましたように、今後、一般的にいう無縁墓をふやさないと、管理が行き届かないお墓をふやさないと、この観点においては、その継続・承継が難しいということ

あれば、当然そういう方を合祀墓に入れる必要があるのではないかと、これが今後の検討課題になってくるのかなというふうに思っておりますが、工事の完了までは数カ月かかると思っておりますので、その辺の申し込み要件、それから利用料などの条例改正が伴うこともございますので、事前に制度設計をいたしまして、ある一定の期間を置いてからの受け付け開始をしたいというふうに考えております。

◎山田（俊）委員 今お話がありましたように、募集要件についてはこれから考えていくことということで理解してよろしいですか。

それで、合祀墓とちょっと違うのですけれども、今現在利用している場合は、25年の使用料を払って、とりあえずは毎年払わないというような制度になっていると思うのですけれども、仮に25年後、ほとんど無縁になってしまったと。そして連絡先もつかないと、そういうような場合、こういう合祀墓等に入れるようなシステムにはなるのでしょうか。それとも、どのような扱いになるのか、ちょっと教えてください。

◎後藤生活環境課長 無縁墓といいますが、管理が行き届かないようなお墓の体系といいますが、承継内容にもよって変わってくるのかなと思っておりますけれども、申し込みをされた時点で使用料をいただいて使用許可をしている時点では、どうの方が申し込まれているかということは、こちらのほうではわかっているわけですから、途中で承継がされず代々、例えば残された遺族の方が皆さん網走を離れてしまってわからなくなってしまっているというようなケースなどが無縁墓になると思いますか、承継がなされていない墓地の一つかなというふうに思っておりますけれども、基本的にはそういう部分につきましては、戸籍等の調査などをいたしまして、現在そういうつながりの持っている方に連絡をとるということを最優先に考えていくと。

あと、どうしてもそういう方が見つからず、無縁墓といいますが、墓地の管理が行き届かないような場合の、その返還については、法で決められた定めにとった形で処理をしていくという形になると思います。

◎山田（俊）委員 今のお話で、正確にはきちんと決まっているわけではないので、要望としては、そういう取り扱いについても詳しく要綱を定

めていただきたいなというふうに思っています。

市民も結構心配している方もおりますので、その辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

合祀墓に関してはこの程度で終わらせていただきまして、次に健康管理課の感染予防インフルエンザ接種事業についてお伺ひいたします。

本年度のインフルエンザの発生状況は、網走市においても猛威を振るっておりました。予防接種をしていなければ重症化すると言われ、お年寄りや体の弱っている者は死亡することもあるという危険なウイルスであります。

私も予防接種をしながらインフルエンザにかかったところですが、予防接種をしたために重症化しなかったというふうに言われ、幸いなことであつたというふうに思うところでございます。

そこで、高齢者インフルエンザ予防は毎年行われている事業であります。予防接種料金の一部を助成するこの事業の周知というのはどのような形でやられているのでしょうか。

◎大島健康管理課長 高齢者インフルエンザ予防接種助成事業につきましては、予防接種法に基づきまして65歳以上の方と、60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓等の機能に障がい有する方を対象に行っております。

周知につきましては、広報あばしりでも周知しているほか、指定医療機関というか、実施を委託している医療機関でも接種勧奨を行っていただいているというふうに伺っております。

◎山田（俊）委員 そうしますと、指定医療機関へ行けば、そこに行つて申し込みをすれば補助を受けられますよ。受けられるので、その差額を払う形なのかなというふうに思うのですが、それはどうかわかりませんが、後で申請するというようなことはないのでしょうか。

◎大島健康管理課長 接種費用につきましては、1回当たり3,150円という形ではしておりますが、そのうち1,000円を自己負担として医療機関で支払っていただくということにしております。

◎山田（俊）委員 指定医療機関はわかるのですが、網走市内で指定医療機関でないところはあるのでしょうか。

◎大島健康管理課長 指定医療機関と申しますのは、高齢者のインフルエンザ予防接種を実施していただけるということで御同意をいただいた医療機関でございまして、13医療機関でございます。

◎山田（俊）委員 13ということは、ほとんど指定されているということで、お年寄りには安心というか、心配なく受けられるという形でよろしいですね。

そこで、お年寄りについては長年やられているので、ほとんどそんな形で、病院へ行けば1,000円でいいよという言い方は変ですけども、そういう形になるということで理解いたしました。

その辺は心配はないのですけれども、やはりお年寄りの中では、広報等でも周知はされているのですけれども、わからないで我慢しているような人というのはいるのかなど。というのは、高齢者のインフルエンザ接種に関しては、接種率というのはおよそどのぐらいなのでしょう。

◎大島健康管理課長 接種率につきましては、平成23年度でいきますと50.4%ということになっております。

◎山田（俊）委員 今、50.4%というふうになったのですけれども、病院に入院している方はわかりませんが、強制的ではないと思うのですけれども、そういう方は病院の指導により接種しますよということで、その辺はうまくいっていると思うのですけれども、自宅にいる人でなかなか病院に行けないと、そういう人はやはりインフルエンザ予防の接種については行きそびれていると思うのですけれども、その辺はいかがなのでしょう。

◎大島健康管理課長 委員おっしゃるとおり、行きそびれている方はいるとは思いますが。そのため、できるだけ予防接種を受けていただくと。1,000円で自己負担はかかりますが、いただきたいということもありますので、今後ともそういう方々が接種されるように周知を図ってまいりたいというふうに思っております。

◎山田（俊）委員 今、御答弁いただきましたように、なるべくインフルエンザは予防接種が必要であります。流行が広がらないようにするには、お年寄りも含めてやっていただくと。そして、その周知をぜひやっていただきたいのですけれども、町内会単位でも啓発する運動もしたいと思う。私も町内会の一員ですけれども、するような話をしていきますので、その辺も何かの機会に周知をさせていただきたいというふうに思います。

そこで、関連して子どものインフルエンザの関係なのですけれども、ことし新規事業で子どもの

インフルエンザ予防接種事業が初めて実施されることになりました。これは非常にいいことだというふうに思っております。

恐らくこの事業は今後しばらく続けていくことになると思いますけれども、この取り組みの理由として、ことし1月から3月にかけての流行によるものであったのか、そうでないのか、その辺について御質問いたします。

◎大島健康管理課長 子どもインフルエンザ予防接種事業についてでございますが、市民健康づくりプランⅢでは、今の健康状態をいかに維持し病気を予防するかという考えに立ちまして、病気にならないために健康なときから健康維持、増進していくことが大切であり、そのための取り組み、1次予防の取り組みでございますが、それを推進していこうということしております。

1次予防の取り組みの一つとして、V.P.D.、いわゆるワクチンで予防できる疾病のゼロを推進することとしておりまして、ポリオなど乳幼児や少年期に多い疾病をワクチンで予防することにより、後遺症の軽減と救命率の向上を図るほか、将来的には医療費の負担軽減にもつながるものと考えております。

V.P.D.の一つでありますインフルエンザにつきましては、発病を防ぎ、発病した際の重症化を防ぐためには、インフルエンザが流行する前に予防接種を受けることが有効とされております。

また、せきやくしゃみなどによる飛沫感染が主な感染経路であり、特に集団生活をしている場合には集団発生、感染拡大の可能性が高くなることから、集団生活を送っております園児や小中学生に予防接種を勧奨するというところでしております。そのことによりまして、インフルエンザによる重症化の防止、特に抵抗力が弱い幼児など低年齢層には有効ではないかというのと、あと、集団発生、感染拡大の抑制に効果的であり、また学級閉鎖等の減少にもつながるものと考えておりまして、実施することといたしました。

◎山田（俊）委員 続けてお話しいたしますけれども、小学生、中学生の平成23年度、24年度の接種状況というものは把握されているのでしょうか。

◎大島健康管理課長 小中学生のインフルエンザの接種状況でございますが、高齢者以外のインフルエンザの予防接種は任意接種ということになっ

ておりまして、市では接種状況は把握しておりません。

しかし、網走厚生病院の小児科が平成24年1月1日から3月31日までの接種状況を調べたデータがございまして、その結果では小学生が46%、中学生が42%、合計で45%の結果でございました。

◎山田（俊）委員 今お聞きしたのですけれども、半分行かないという形、高齢者は大体半分ぐらいという形ようです。

これはちょっと感じるのですけれども、接種率によって流行が抑えられるというような相関関係なのですけれども、その辺はどの程度、ことしは物すごく多かったのですけれども、どの程度であれば流行が抑えられるというふうに捉えているのでしょうか。

◎大島健康管理課長 インフルエンザ予防接種の接種率と罹患率の相関関係でございしますが、平成24年度の事業でV P Dゼロ推進事業というのを実施しております。その中で、網走厚生病院に予防接種の経験と医療費の関係性、あと、予防接種を阻害する要因などの研究を委託しております。

先ほどもお話をさせていただきました網走厚生病院の小児科が、斜里町での平成24年1月1日から3月31日までの接種状況と発病率の調査をしております。その結果では、小学生が接種率72%に対して発病率7%、中学生が接種率64%で発病率12%との結果でございましたので、予防接種により発病が低減されるものと考えております。

◎山田（俊）委員 今お答えがあったように、64%から72%と、いわゆる70%を超えた段階ではほとんど流行ということにはならないのかなというふうに感じるところであります。

現在、接種率が40%から45%であれば、必ず流行するというような感じを受けます。

また、親の接種率も問題だと思うのですけれども、この辺をちょっと捉えているかどうかわかりませんが、親世代、いわゆるお子さんのいる、例えば二十歳から60ぐらいまでの大人の接種率というのがどのぐらいなのでしょう。わかれば、わからなかったらいいのですけれども。

◎大島健康管理課長 先ほども申し上げましたが、インフルエンザは任意接種でございまして、市のほうで接種状況、接種率等については把握しておりません。

◎山田（俊）委員 把握していませんのでいいの

ですけれども、できるだけ親と子どもと一緒に受けられるような形をしていただきたいなというふうに思います。

それで、昔の話をして申しわけないのですけれども、昔は集団接種というのがあったのですけれども、この集団接種によって子ども全員、全員といたらおかしいのですけれども、全員で受けられるようなシステムというのをとることは可能なのでしょうか。

◎大島健康管理課長 集団接種につきましては、現在、網走市ではやっております。その理由といたしましては、個別接種が原則ということで考えておりまして、あと、学校のほうの授業の関係とかをつぶすことになるとか、あと、医師を実際に派遣してやらなければならないとか、そういう関係もございまして、現在は個別接種ということでやっております。

◎山田（俊）委員 個別接種を任意でやってくださいということなのですけれども、流行を抑えるという意味では、なるべく昔のように集団接種をやってほしいなというふうに私は希望します。

また、親も同じように、健康なまちづくりのためにはぜひインフルエンザの接種をやっていただき、まちが健康であることを希望いたします。

集団接種については、今後の課題として提起しておきますので、今後もまちの市民の健康のために努力していただきたいというふうに思います。

これで、私の質問を終了いたします。

◎渡部委員長 次、金兵委員。

◎金兵委員 それでは、質問を始めさせていただきますと思います。

まず最初に、福祉関係に係る素朴な質問をさせていただきますというふうに思っております。

まずは、社会福祉協議会運営補助金ですけれども、市として社会福祉協議会のどのような事業に対して補助している認識か、まずお伺いしたいというふうに思います。

◎川上社会福祉課長 社会福祉協議会の補助金ということでございますけれども、社会福祉協議会は社会福祉を目的とする事業の企画及び実施や、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助などの事業を行うことによりまして、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体でありまして、収益事業を行う団体ではございません。このため、地域の福祉活動の充実を図るため、社会福

祉協議会の運営に係る人件費、それから事務費を補助しているところでございます。

◎**金兵委員** 今の御答弁で、人件費と事務費というのが主なことだということでしたけれども、何かメインの事業、この事業に対して出されるというような認識があるかどうかも教えていただけますでしょうか。

◎**川上社会福祉課長** 社会福祉協議会につきましては、自主財源というのが多少あるところでございますけれども、会費とか、それから寄附金、その辺のことで事業の運営を行っておりますので、基本的には市としては運営の補助と、社会福祉協議会自体の運営の補助ということで考えております。

◎**金兵委員** わかりました。次も認識をお伺いしたいのですが、サンライズヨピト運営補助金ですけれども、これはどの事業に対する補助金として支出されているのかお伺いいたします。

◎**川上社会福祉課長** サンライズヨピトの補助金につきましては、知的障がい者デイサービス事業の推進を図ることを目的としまして、地域活動支援センター梅トピアの運営費に対して補助を行っているところでございます。

施設の開設当初、サンライズヨピトは市の委託事業として知的障がい者のデイサービスを実施してまいりましたけれども、その後、支援費制度へ移行となりまして、支援費による事業収入が委託料と比較して大幅に減収となりました。このことによりまして、市内で唯一の知的障がい者のデイサービス事業の安定的な運営を図る必要から、市が補助を行ってきたものでございます。

◎**金兵委員** 御答弁を理解させていただきます。素朴な疑問を答えていただきましてありがとうございます。

次に、子育てサポート事業についてお伺いさせていただきます。

この事業に関しては、さまざまな場面で私のほう、また、会派のほうからも質問させていただいており、状況としましては、会員数は徐々にではありますがおおむね伸び悩んでいる感があるという御説明と、また、利用回数はさまざまな要因があり増減しているということでありましたけれども、最近徐々に減少傾向であるというふうに認識しております。

それを踏まえまして、まずは平成24年度の状況がどのような状況なのかお伺いしたいなと思えます。

また、利用状況の変化によって予算額にここ数年変更がないのは、人件費が主なものという認識でよかったのか、あわせてお伺いいたします。

◎**松野子育て支援課長** 子育てサポート事業についてお話をさせていただきたいと思えます。

登録会員につきましては、依頼会員、また、協力会員、双方会員ということで、それぞれの会員の状況の中で御利用をいただいているところでございます。

実際的には、利用の状況につきましては、平成23年度が820、また、平成24年度が2月現在ですけれども424ということで、減っているような状態にあります。この減少につきましては、保育所での延長保育、児童館での延長、さらにまた一時保育などの定着によることにより、ある程度の減少をしてきたものではないかというふうには考えているところでございます。

さらに、御質問のありました利用変化による予算の変動につきましては、実際的にはこの予算につきましては、おおむね人件費が70%から75%程度の費用となりまして、あと、事業費として研修費や保険料、さらに事務費というようなことが主な費用内容となっておりますので、利用者の増減等によっての変動はほとんどないというような状況になってございます。

◎**金兵委員** ただいま御答弁で、利用回数については平成23年度が800強から平成24年度2月末で424と、減少してきている感があるなということもありました。

これは、登録会員というのがあって、依頼会員と協力会員というのがあったかと思うのですが、この辺の進捗率というか、伸び率というか、減少率についてはいかがですか。

◎**松野子育て支援課長** 登録会員の関係ですけれども、総体的に今現在の依頼会員については178名、協力会員については80名、また、両方会員、依頼と協力の両方の会員となっている方が26名、合わせて284名となっております。

前年度につきましては、合計数で272名となっております。若干微増ではございますけれども、横ばい状態となっている状況でございます。

◎**金兵委員** 会員数については、横ばいか、若干

ではあるけれどもふえてきているということは理解させていただきます。

この事業は、子育てをされている方から見ると、送迎ですとか、ちょっとしたことを対応してくれる大変便利な事業であるというふうに私も思いますけれども、会員数の伸び悩みの原因の一つに、どのような人が対応してくれるのかわからないため、新規の方については頼みづらいという声も聞かれます。

ここ数年、利用回数も減ってきている状況であるということでしたので、せっかくの事業でもあります。この事業は、たとえ利用回数が少なくなってもやめるわけにはいかないのかなという事業でもあるかと思しますので、利用回数を増加させるためにも、このような課題を解決していくという必要性があるのではないかなというふうに思いますけれども、どのような考えがあるのかお伺いしたいと思います。

◎松野子育て支援課長 このサポート事業の協力会員ということで、依頼を受けてお預かりするなどをする方の人選につきましては、コーディネーターという方が1名専属でおりまして、協力会員との調整を図る中で対応をさせていただいているところでございます。

協力会員につきましては、登録時点で2日ほどの研修を行い、さらに登録後もスキルアップ研修ということで研修をさせていただいております。

個々の対応につきましては、それらの問題はないというふうには考えておりますけれども、人によっては合う合わないだともありますが、依頼時点でコーディネーターに相談する、また、その後の依頼にあってもコーディネーターに相談できるというような体制となっております。

ただし、全ての要望がかなえられるというものではないというふうには考えております。

◎金兵委員 私自身子どもがいないので頼んだこともないのですけれども、多分協力会員の方々が研修を受けているか受けていないかというのは、多分頼まれる方はわからないのではないかなと思うのですね、新規の方については、多分そこに問題があるのではなくて、どんな人がいるのかということがわからないから頼みづらいのだと思うのですね。そこがブラックになっているからわからない。ブラックになっているわけではないと思いますけれども、見えないからわからないというこ

となのだと思うのですけれども、その点について、何かその解決策とかということには、対応は考えていないのですか。

◎松野子育て支援課長 実際的には、80名ほどの協力会員がございまして、その中での写真などの提供はできるかと思えますけれども、実際的な対応だとか、性格ですとか、そのあたりが一番問題になる点だと思いますので、そのあたりの対応は難しいというふうに判断しています。

◎金兵委員 何か人となり簡単でもわかるようなものを、何か見えるような形にするというのが多分第一歩なのかなというふうに、私はそういうふうに思いますけれども、そういう対応も難しいといったことでの理解でよかったですか。

◎松野子育て支援課長 ある程度、名前もしくは一覧表というようなことでの作成は可能と思えますけれども、それだけでは多分、利用者の方には全くわからないというふうには思いますので、どうなのかなというふうには考えております。

◎金兵委員 僕が頼む方からすれば、何か何となく雰囲気でもつかめれば頼みやすくなるのではないかなというふうに考えているのですけれども。

では別の角度から、現在も運営はきちっと行われているということは私も認識しているのですけれども、例えば新たなNPOや、そのほかにも今は幼稚園とか保育園などもたくさんありますので、ほかの団体でも対応が可能になってきたのではないかなというふうに感じているのですけれども、現在の事業者ももちろん含めて、公募制にすることによって、うちはこんなふうなことができますよというような新たなプランも出現してくる可能性もあると思えますけれども、公募についての考えについてお伺いしたいと思います。

◎松野子育て支援課長 先ほどお話をさせていただきましたけれども、この事業においてはコーディネーターという役割が非常に重要なキーポイントとなっているところでございます。

この事業については、数年間の期間を経まして、それぞれの会員の連携だとか、また研修というようなことでのさまざまな対応が整備されてきたというふうには考えているところでございます。

また、社会福祉協議会での現状での委託ということで、実施については非常に市民に定着をしてきているところと考えているところでございま

す。

公募などによりまして、実施に当たっては数年間の間に絶えず公募していくというような形になりますので、数年間の間に実施先が次々に変わるなどのことも想定されますことから、需要の安定という意味からも、そういった実績をつくってきたそれらの方々にお願いをしていくというようなことでは考えてございます。

◎金兵委員 利用の安定が必要というのは私も理解しております。

この事業は決してよくないという事業ではない、むしろ大変重要な事業だというふうに私も思っております。利用の安定をしてきて、ここ数年利用回数が減少してきているということがあるのであれば、また何か抜本的な新たなことを考えなければいけないのではないかなど。せっかくいい事業ですので、広く使ってもらえるような体制を、可能性を探っていくというのが重要なことではないかなというふうに思いますので、それをお伝えさせていただいて、次の質問に移らせていただきます。

次に、児童福祉施設AED設置事業について伺います。

これまで、児童福祉施設に数年に分けてAEDを設置してきたということは私も承知しておりますけれども、これまでは100万円を超える予算で数台ずつ準備されてきておりましたけれども、平成25年度の予算が24万2,000円とかなり少ない予算額というふうになってきておりますけれども、25年度は何台を設置して、残りどれぐらいあるのか伺いたしたいと思います。

◎松野子育て支援課長 児童福祉施設AED設置事業についてでございますけれども、AEDの設置は平成22年度から開始をいたしまして、今年度24年度で市内の市立保育園、僻地保育所、児童館の15カ所の設置が完了してございます。

平成25年度の予算については、既に設置されたAEDの消耗品となりますパッドなどの交換費用として計上をさせていただいているところでございます。

◎金兵委員 全ての児童福祉施設に設置が完了したということは理解させていただいて、これでは準備が整ったのかなというふうに思いますが、これも何度も言わせていただいておりますけれども、AEDは使用しないのにこしたこと

はございませんけれども、いざ使用しなければならぬというふうな状況になったときというのは緊急のときということになりますので、心構えとございますか、やはり講習などを定期的に行って、しっかりとした準備をしていくことが必要だと思っておりますけれども、以前も同様の質問をさせていただいているかもしれませんが、その後どのような対応をされているのか、経過をお伺いしたいと思います。

◎松野子育て支援課長 このAEDの研修の実施についてでございますが、当初は2年ほどで研修をしていこうということで考えてございましたけれども、毎年実施はどうなのだろうかという御意見などもあり、その研修の頻度につきまして主任の保育士などとも検討をさせていただいたところでございます。

研修については、一度受けると利用がおおむねわかり、また、さらに現在のAEDは音声ナビがついているので、使い方がわからないということはほとんどないという状況です。

ただし、絶えず事務所に置いているというようなことがございますので、その事務所から持ち出す習慣をつけるほうが、よりよい研修となるのではないのだろうかというお話がありまして、現在、毎月1回避難訓練を実施しております。その避難訓練の中で、必ずこのAEDを事務所から持ち出し、開けてみるという形の取り扱いを現在しているところでございます。

当面はこの形で、研修ということではないですけれども、利用を絶えず緊急時に利用するというような取り扱いをしていき、また、必要に応じては研修などを行っていくということで考えてございます。

◎金兵委員 現場に即した対応をさせていただいているということで十分理解させていただきます。

AEDは音声の流れますので、誰でも使えると思いがちなのですけれども、実際に使うときというのは、やっぱり緊急時でパニックになっているときもありますので、繰り返し講習しているのも一つの心構えというふうになりますので、それについても対応させていただければなというふうに思っています。

続いて、母子家庭自立支援給付金支給事業について伺います。

この事業は、職業教育訓練などに対する給付金

の支給ということでありませけれども、まずどのような内容であるのかお伺いします。

あわせて、これも素朴な質問になってしまうのですけれども、この事業は父子家庭では使用できないのか、お伺いしたいと思います。

◎松野子育て支援課長 まず、母子家庭自立支援給付金支援事業についてでございますけれども、この内容につきましては大きく二つの事業がございます。一つは自立支援教育訓練給付金というのと、二つ目には高等職業訓練促進給付金というのがございます。

初めにお話ししました自立支援教育訓練給付金につきましては、ホームヘルパーの資格など資格取得に係る費用の一部を助成させていただいております。また、高等職業訓練促進給付金につきましては、高等看護学院などの入学により看護師などの資格取得の修学について、修学期間の生活費の一部の支給などが行われている状況になります。また、この制度におきましては、修学終了後、対象資格の取得者に対しまして高等職業訓練促進給付金ということで、さらに資格などを取った方には一時金の給付などがあります。

なお、これにつきましては、母子家庭ということで父子の方には対象となってございません。

◎金兵委員 理解させていただきました。

この事業は継続事業となっておりますけれども、平成24年現在、どのような実績が上がっているのかお伺いいたします。

◎松野子育て支援課長 平成24年の現在の実施状況につきましては、自立支援教育訓練給付金では、ヘルパー2級の資格取得者が4名、また、医療事務資格取得者が1名で、計5名の利用がございます。

また、高等職業訓練促進給付金では、網走の高等看護学院での修学されている方が2名おり、その制度を利用されているところでございます。

◎金兵委員 予算額の状況を見ますと、平成23年度が1,168万円、24年度が700万2,000円、それで25年度予算が464万6,000円と年々減少しておりますけれども、母子家庭のほうは私の認識では増加しているというふうに思っているのですけれども、いかがでしたでしょうか。

◎松野子育て支援課長 特にこの予算につきましては、費用につきましては、高等職業訓練促進給付金というのが毎月10万円ほどの給付となりますこ

とから高額になっております。

ただし、これにつきましては4月からの入学ということで、おおむね3月の状況では御相談をいただいている状況がありますので、相談件数の内容によりまして予算額をおおむね決めさせていただいている状況でございます。

実際的には、徐々に減っているような状況がございますけれども、平成25年度につきましては2名ほどの御利用予定ということで相談などが来ております状況から、それに応じた予算の対応とさせていただいているところでございます。

◎金兵委員 相談件数に即して予算額を決定しているということではございましたけれども、予算額が減ってきているということは、この事業の周知が足りていないのかなど。もしくは、事業自体を見直すということにはならないかもしれないですけれども、周知の方法について何か考えていかなければならないのかなというふうに思いますけれども、それについて何か見解があればお伺いさせていただきます。

◎松野子育て支援課長 この母子家庭自立支援給付金支給事業につきましては、母子家庭のほとんどの方にパンフレットの送付だとか、内容の送付は行っているところでありますので、ある程度の認識はされているのかなというふうには考えているところでございます。

◎金兵委員 予算額が減ってきているということは、周知はされているけれども使う方がいないという状況なのかなと思いますけれども、それに対して何かしらの取り組みが今後とも必要になってくるのかなと思いますので、それについての対応を希望したいかなというふうに思っております。

次に、一時保育事業についてお伺いいたします。

一時保育事業は、潮見保育園と認定こども園つくしで行われており、平成25年度予算では潮見保育園が284万円、認定こども園のほうは158万円というふうになっており、今議会で平成24年度の補正予算が組まれた潮見保育園の利用人数は、当初予想を上回る1,000人を超える状況であるということが示されておりましたけれども、認定こども園つくしのほうの状況はどのようなになっているかお伺いしたいというふうに思います。

◎松野子育て支援課長 一時保育事業に関しましてですけれども、つくし保育園の2月現在の利用

者は220名ほどとなっております。

◎**金兵委員** つくしのほうは今のところ220名ということで、潮見保育園と比べると大きな開きがあるのかなというふうに思いますけれども、潮見保育園では、いざ預けようというふうに思ったときに既に定員に達して利用を断られる人が出てきているという話も聞かれます。認定こども園つくしは、今の答弁で220名と、今のところまだ空きがあるのかなというふうに思います。

しかし、預ける側からすると、一度預けてしまうと人間関係ができ上がったり、子どものなれということもありますので、場所をかえづらくなるなどというふうなことも理解されます。

そのような状況でも、どうしても預けなければならない状況があるのであれば、認定こども園つくしのほうに回ってもらうような体制づくりなのか、もしくは潮見保育園のほうで預けられる人数がふえるような体制づくりが必要と私は思うのですが、市が調整役となって何らかの対応をしていく必要があるというふうに感じますが、市の見解をお伺いいたします。

◎**松野子育て支援課長** お話しありましたとおり、つくしの認定こども園につきましては、本年度からの事業実施ということでもあり、なかなか市民定着が低いのかなということも考えられるところでございます。

潮見保育園につきましては、実際的には定数を超えて申し込みがある場合については、つくし保育園で同事業を実施しているということを周知してもらうこととしており、利用者の周知は潮見保育園の中から申し込みがあった時点で、またさらに周知をさせていただいているところでございます。

一時保育の実施は、ホームページなどによりまして潮見、つくし、同様な形で現在周知をさせていただいているところでございますけれども、実績年数の差が現実的には出ているのかなというふうに考えております。一時保育につきましては、さらにつくしについても周知を図っていきたくと考えております。

なお、潮見保育園での受け入れ人数をふやすということにつきましては、建物の面積要件などがありますことから、実際的には現状よりふやす取り扱いは難しい状況となっております。

◎**金兵委員** つくしのほうがまだ始まったばかり

なので、周知不足なのではないかということで周知をしていくということと、潮見保育園のほうからも言ってもらっているということで、そちらのほうに移ってもらうというような話で、潮見のほうは面積要件があるので、これ以上ふやしていくのは難しいという答弁だったと思いますけれども、一時保育が認識されてきて、ちょっとした時間だけでも預けたいという人がこの事業を使われていると思いますけれども、せっかく預けようと思ったけれども潮見がだめだったからやめたということにならないような、お母さん方の手助けになるような事業だと思っておりますので、しっかりとした体制づくりというのをやっていただきたいなというふうに思います。

続きまして、24時間電話健康サービス事業についてお伺いいたします。

この事業は、24時間365日いつでも健康相談や医療相談、育児相談などが医師や看護師、保育士など専門知識を持っている方に電話で相談できるといった事業で、今までは救急病院にすぐに駆け込んだ方も、一度相談をしてから判断を仰ぐということができるようになるということで、現在よく言われておりますコンビニ受診の軽減化も図れるのではないかとということで、大きな期待が持てる事業でありますけれども、予算の大半が委託料という御説明がありましたけれども、委託先というか、事業を行っていただけたところはどこなのか、内容・体制についてももう少し詳しい御説明をいただければと思います。

◎**大島健康管理課長** 24時間電話健康相談サービスの委託先についてでございますが、現在、私どもで調べた中では、こういう事業をやっているところは1カ所でございます。ほかにもあるかどうかというのは、今後調べて、その中で業者を選定していくということにもなろうかと思っております。

現在1カ所やっている事業所につきましては、スタッフが約350名ぐらいを確保して、そのうちドクターが70名、その他が250名程度、この方々が24時間365日電話によって対応していただけているということになっております。

◎**金兵委員** その1カ所に網走市もお願いをしてやってもらうといった認識でよかったですか。

◎**大島健康管理課長** そのような形になるとは考えております。

◎**金兵委員** これは24時間電話健康相談サービス事業ですので、電話をして相談するという形になると思いますけれども、電話番号についてどのように周知をすると考えているのか、見解を伺います。

◎**大島健康管理課長** 電話につきましては、利用者の方が無料になるということで、フリーダイヤルとなります。

ただ、フリーダイヤルですと、網走市民の方以外でも利用できるということになりますので、ホームページのような誰でも見れるような形で周知すると、市民以外の利用者がふえるということもございますので、周知に当たりましては個別にリーフレット等の配布と、あと、市の広報等、また、来年度の事業ですので、26年度以降で健康カレンダー等に載せて周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

◎**金兵委員** 理解させていただきました。次の質問に移りたいというふうに思います。

次に、乳幼児医療助成費についてでありますけれども、これにつきましてもさまざまな場面でいろいろと議論されておりますけれども、予算額がほぼ横ばいというふうになっておりますので、医療費もそのような感じで横ばいということで間違いなかったか、まずお伺いいたします。

◎**松野子育て支援課長** 乳幼児医療費の推移でございますけれども、実際的には平成21年度から22年度に移行する時点では、おおむね500万円ほどが増加した状況でございますけれども、その後、22、23、24とおおむね6,300万円前後で推移をしているところでございます。

◎**金兵委員** 6,300万円前後で横ばいとなっているということはわかりました。

この乳幼児医療助成費ですけれども、今は3歳まで全額無料ということになっているかと思えますけれども、この無料対象年齢を引き上げてほしいという声が、近隣市町村の取り組みが進んでいることから高まってきているのかなというふうに感じております。

しかし、無料化によってすぐに病院に行ける状態になり、軽症状の人が足を運んでしまうと、待ち時間がふえて、ぐあいの悪い人がすぐに診療を受けられなくなってしまうことや、病院に行くことで余計病状が悪化する可能性というのも指摘されております。

先ほども申し上げましたけれども、この件はさまざまな場面で議論がされてきておりますけれども、また、私ども会派としては、年齢の引き上げには賛成ではありますけれども、以前から予防医療の充実と相談体制の整備とあわせて行っていくべきというふうに申させていただきます。

その中で、先ほど御質問させていただきましたけれども、平成25年度、24時間電話健康相談サービス事業も開始され、大きな期待を持っているところでもありますけれども、このサービス事業によって患者数の抑制が図られた場合には、年齢の引き上げを検討していただきたいというふうにも思いますけれども、見解を伺います。

◎**松野子育て支援課長** 乳幼児医療助成費の関係でございますけれども、子育て支援におきます子どもの健康を守るということは非常に大切なものだというふうには考えてございます。

現在の取り扱いにつきましては、御承知とは存じますが、課税世帯では3歳未満は無料、また、非課税世帯では小学校入学までが無料という状態になってございます。

コンビニ受診などさまざまな抑制された場合ということでのお話でございますけれども、将来的な展望につきましては、医療体制の状況や、また、医療費の推移、さらには予算の問題など、現時点では明確にお答えすることはできないところではございますけれども、無料化の年齢引き上げなどにつきましては国への要望をさらに行い、子どもたちの健康を守る事業として、その時々状況を判断する中で検討させていただきたいというふうに考えております。

◎**金兵委員** 医療費の推移などいろいろと見守りながら検討させていただきたいということなのですが、例えば医療費が下がった場合、ちょっとずつなりでも年齢の引き上げを考えていくと。例えば医療費が下がった場合、年齢の引き上げはやれる方向で進むのかどうかをお伺いしたいと思います。

◎**松野子育て支援課長** 実際的には、医療費の無料化だけではなく、相談や予防などのバランスということを考えて中で、それらの施策を考えていくというところでございますので、実際的にはそこまでの検討はないということで考えてございます。

◎**金兵委員** わかりました。今のところされていないということですが、近隣市町村が進んでいるという声は最近高まってきているのかなというふうに私のほうは感じております。

これは、ただにすればいいというものではないということは、私ども、無料のところを引き上げてしまえばいいという問題ではないということはずっと述べさせていただいておりましたし、コンビニ受診がふえてしまっては元も子もないと。医療体制が壊れてしまっては元も子もないということは重々承知の上で、このたび予防医療がさらに充実されてきたと、さらに相談体制がしっかりと組まれてきたということもありますので、子どもの健康を守るということで、このバランスはあると思いますけれども、そういったことも検討材料に載せていただいて検討していただきたいと思いますというふうに思っております。

続いて質問に移ります。

◎**渡部委員長** 金兵委員の質疑の途中でありますが、ここで暫時休憩をいたします。

午前11時05分 休憩

午前11時12分 再開

◎**渡部副委員長** 休憩前に引き続き、再開をいたします。

金兵委員の質疑を続行いたします。

◎**金兵委員** 質問を続けさせていただきます。

続いて、コンビニAED設置事業について伺います。

今まで、市ではさまざまな場所にAEDを設置してきておりますけれども、早朝深夜において使用できる体制を整えるために、市内のコンビニエンスストアに設置するというような内容でありましたけれども、まずはどこの店舗に設置するのか、また、何カ所設置する予定であるのかお伺いしたいと思います。

◎**大島健康管理課長** コンビニAED設置事業についてでございます。

現在、市内には22店舗コンビニエンスストアがございますが、1店舗は厚生病院の中に入っておりますので、それを除くと21店舗というふうになっております。内訳といたしましては、セブンイレブンが8店舗、ローソン3店舗、セイコーマート10店舗ということになっております。

その各店舗に設置をお願いするというところで考

えております。

◎**金兵委員** 市内にある全てのコンビニに設置をするということで理解をさせていただきます。

さきに市長は、コンビニに設置してあるAEDはそこから持ち出して使用することを想定しているというようなお話をされておりましたけれども、私のイメージなのですけれども、コンビニには場所を借りてそこに置かせてもらうというようなイメージだったのですけれども、とはいっても、そのAEDの一番近くにいるのはコンビニの店員さんということでありますので、できることであれば、それなりの協力をしていただけるのが一番いいのではないのかなと思いますけれども、管理であるとか、体制であるとか、その辺の見解についてお伺いしたいと思います。

◎**大島健康管理課長** 委員おっしゃるとおり、コンビニエンスストアにAEDを置いていただきまして、貸し出しを行っていただくという事業でございまして、ただ、コンビニエンスストアは主にアルバイトの方が従業員としておりますので、その方々にAEDの使用についてもやっていただくということになると、やっぱり店舗側としてもそれは難しいというようなお話もありますので、基本的には貸し出しを行っていただくこと。

通常の管理にいたしましては、リースにより設置することとし、その中で管理をやっているというふうに考えております。

◎**金兵委員** コンビニエンスストアの店員さんというと、アルバイトさんが入れかわり立ちかわりというイメージは私も持っておりますけれども、何らかの協力体制、全ての人に講習を受けてもらうのが一番いいのではないのかなと思いますけれども、それもなかなか難しいのかなと思いますけれども、迅速な対応がとれるような体制について協力を願うのが一番いいのかなというふうに思いますので、何らかの検討をしていただければというふうに思っております。

続いて、人工透析の夜間実施についてお伺いさせていただきます。

生活習慣病の関連性が大きいと言われております人工透析ですけれども、年々増加しており、2011年末時点では、全国で約30万人の方が人工透析を行っております。北海道では約1万5,000人がいて、都道府県別で6番目に多いというふうな状況であります。

網走市の透析患者の人数などについて、現状をお伺いさせていただきます。

◎大島健康管理課長 人工透析の関係でございます。

現在、市内の医療機関で人工透析を行っているのは二つの医療機関でございます。

平成23年度を受診者数につきましては、二つの医療機関合計で398名、延べ1万3,557回となっております。透析の方法といたしましては、血液透析と腹膜透析となっております。

◎金兵委員 人工透析は、一度始めてしまうと、一生続けていかなければならないということになります。しかも、血液透析に関しては、週に3度行わなければならないものであり、1回の透析時間は約四、五時間かかるというふうになっております。そうすると、その時間は仕事をすることができず、経済的にも大きな負担になると思われま

す。それらを解消するために、現在では夜間に透析を行える夜間透析と呼ばれる場所もふえてきておりますけれども、2011年末時点では、夜間透析は全国の数字になりますけれども、13.4%にとどまっているところであります。

網走市では、今の御答弁にありましたとおり、二つの病院で透析を行っているということでしたけれども、今後、夜間実施を行ってもらえるように市としても何らかの協力をし、体制の整備を進めていくべきではないかというふうに思いますけれども、見解をお伺いします。

◎大島健康管理課長 人工透析の夜間実施でございますが、二つの医療機関にそれぞれお聞きしたところでは、一つの医療機関ではございましたが、希望する患者の数が増加すれば考慮せざるを得ないということですが、医療従事者、看護師等が不足していて、現時点では実施の可能性は低いということでは伺っております。

◎金兵委員 一つの病院で希望がふえてきたら考えていかなければならないなということだったということでありましたけれども、現状は理解させていただきます。

夜間透析については、また違う場所で議論させていただきたいと思っておりますけれども、今の御答弁にあったとおり、医療の世界において看護師不足が大きな問題になっているのだなということがわかりました。

この看護師不足の問題については、さきの代表質問でも当会派からもさせていただきまされたけれども、その御答弁として、市としては国や道に要請していくという答弁でありましたけれども、やはり今後さらに看護師不足の問題が深刻化していくというふうに言われておりますので、さらなる何らかの対策が必要でないかなというふうに思います。

例えば、日赤看護大学ですとか、北見医師会の看護学校を支援し、人材確保に向けてしっかりとした戦略を持って対策していくという必要があると思いますけれども、お考えをお伺いいたします。

◎大島健康管理課長 医師等の人材確保、看護師等の人材確保につきましては、北海道の医療計画の中でも全道的にそれぞれ進めていくと。また、2次医療圏域の中でそれぞれの状況に合った中で進めていくこととしておりますので、なかなか市単独でというのは難しいとは考えておりますが、道と地域の自治体とも連携しながら、何とか解消するような形に持っていければいいなというふうには考えております。

◎金兵委員 看護師、ドクターもそうではありますけれども、ナースも大都市圏に集中してしまうという問題がありますので、地方に来ている看護学生さんをそのままその地方にとどめさせるような戦略を何か考えていくといった段階に来ているのではないかなと思いますので、今後さらなる検討を要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

◎渡部委員長 次、立崎委員。

◎立崎委員 それでは、民生、衛生関係について質問させていただきます。

重複している質問がございましたので、かなり割愛させていただきます。質問時間は短くなると思うのですが、よろしくお願ひしたいと思

います。まず、健康づくりプランⅢ推進プロジェクト事業についてお尋ねしたいと思います。

当市は、7月24日、WHOが提唱する健康都市連合に正会員として加入いたしました。

健康都市とは、健康を個人の責任としてのみ捉えるのではなく、都市そのものを健康にすることを提唱しています。その考え方にに基づき、それぞれの都市の実情や抱えている課題を踏まえ、健康

都市の将来構想を持ち、それに向かって努力している都市のことを言います。

健康を支える物的及び社会的環境をつくり、向上させ、そこに住む人々が相互に支え合いながら生活する機能を最大限に生かすことのできるよう、地域の資源を常に発展させる都市とあり、その中の基本目標には、学びで築く地域に根差した健康づくり、それから、健康づくりから暮らしを支える地域保健、もう1点、健康、医療、福祉を市民とつなぐ地域医療とあります。

改めて伺います。加入後のメリットはどのようなものがあるのでしょうか。

◎大島健康管理課長 WHO健康都市連合への加盟のメリットでございます。

代表質問等でも答弁をしているというところがございますが、加盟によりまして、健康をキーワードとした同じ考えを持った中で施策を進めております都市との連携が図られるということもございますし、各地で行われている先進的な事例を参考にして、網走市として利用できるようなもの等の情報収集などがより深くできることと考えておりまして、今回、新年度事業として挙げております24時間電話健康相談サービス事業、コンビニAED事業につきましても、加盟都市の取り組みを参考とさせていただいたものでございますので、今年度というか、来年度につきましても、その二つの事業ではございますが、加盟による効果というのはあるものと考えております。

◎立崎委員 わかりました。自分の健康は自分で守ることが基本なのだなというふうに考えておりますが、社会的情勢の推移や新たな課題に適切に対応し、一人一人の健康づくりをみんなで支える長期的、総合的な視点から網走市民の生活向上の実現を目指すものというふうに理解させていただきます。

先ほどお話にありましたコンビニAED設置事業ですとか、それから24時間電話相談サービス事業も、連携都市からの参考意見ということで、この2事業のことについても、先ほど金兵議員のほうからいろいろ質問がございましたので、この辺は割愛させていただきたいなというふうに思います。

そこで、推進事業なのですけれども、VPDゼロ運動推進事業ですとか、健康づくり指導者ライセンス制度事業などもろもろあると思われま

す。予防接種体制を整備し充実させることによって乳幼児や少年期に多い疾病を予防する。また、将来的には小児医療の負担を軽減させる。それから、運動や習慣、食生活の改善により生活習慣を改善し、将来的な医療費を抑制するという目標のためにいろいろ事業を推進されていると思います。

その中で、健康づくり指導者ライセンス制度事業というのがございますが、金額は少ないのですけれども、どのような中身になっているか御説明願います。

◎大島健康管理課長 健康づくり指導者ライセンス制度事業についてでございます。

代表質問の答弁と重複することとなりますが、この事業はおおむね60歳以上のシニア世代の方に健康づくりの中心的な役割となっていたきたいということで始めた事業でございます。必要な講習、実技等を受講していただき、その後、検定試験を受けて、合格点に達した方に指導者ライセンスを付与するというところでございます。

平成24年度につきましても、事業の初年度ということございまして、カリキュラムの策定、認定講習、検定試験などの問題の作成等を東京農大大学生物産業学部へ委託しているということから、予算的には120万円ぐらいということでしたが、次年度につきましても制度設計は終わりましたので、基本的には問題の作成、講師の派遣等の部分が主ということで、予算額的には少なくなっているということでございます。

◎立崎委員 今年度までは、農大に委託という部分で金額もかさんだということで、その辺は認識させていただきました。

60歳以上ということで、シニア世代という言い方をしてよろしいかと思うのですけれども、健康に関しては、やはり皆さん十分に注意されている方々の世代なのかなというふうに思います。

それで、健康に注意される方というのは、意外と高齢、僕を含めて僕以上の年代の方が多いと思います。無関心というわけではないのですけれども、働き盛りでばりばり頑張っている人たちというのは、健康に対して割とおろそかになるのではないかなというふうに考えます。自分を含めてなのですけれども。

正式に健康都市連合に加入したということで、いろいろな形で健康なまちづくりをやっているの

だよということを市民の皆さんに、意外と働き盛り世代の人たちにPRするような事業というのは取り組んでいращやるのでしょうか。

◎大島健康管理課長 具体的には、予算措置をしてやるということは考えておりませんが、ホームページ、広報誌等を活用して、そういう形で紹介するなり周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

◎立崎委員 ホームページ等で周知をしていくということなのですが、この健康都市宣言というのは、実は本当にまちづくりをする上でとても大切な事業であり、人の健康が基礎になるというのはもちろんのことなのですが、それを取り巻く、先ほど説明したように経済、それから都市の過密性、住宅、環境、雇用など、全ての面をそれぞれの立場で健康にしていくことによって、町全体が健康なまちづくりなのだよという、市長が言っているキーワードの原点になることだというふうに考えております。

健康管理課所管のことで質問させていただきましたが、市政全体を考え、それから市のことをみんなで考えて、健康なまちづくりを進めていただければなというふうに思っています、私の質問を終わらせていただきます。

◎渡部委員長 次、小澤委員。

◎小澤委員 私からは3点ほど質問をさせていただきます。

まず初めに、在宅高齢者火災報知器購入費補助について御質問をいたします。

平成18年の消防法改正により、住宅用火災報知器を設置することが義務づけられました。

設置義務の対象となるのは、寝室と2階に寝室がある場合に限り、避難路となります階段に設置が必要でございます。

消防庁の発表では、消防法の改正により設置義務化された住宅用火災報知器の設置率について、平成24年6月1日時点で、全国の設置率は77.5%、私たちの住みます北海道は78.8%ということで発表されております。

消防庁では、住宅用火災報知器の維持管理の重要性とともに、設置率100%を目指し、今後もさらに推進を行っていくとしております。

そこで、この網走市で、今回の事業で対象となる高齢者世帯はどの程度あって、普及率はどのようになっているのか。また、網走市としての設置

率はどのくらいになっているのかということをお伺いいたします。

◎児玉介護福祉課長 住宅用火災報知器の購入費助成事業についてでございます。

まず、この事業につきましては、65歳以上の高齢者のみの前年度市民税非課税世帯の方で持ち家にお住まいの方、この方を対象としております。

対象となる世帯数でございますが、正確には実数としてなかなか把握は難しいのですが、約800世帯と推計をしております、この方たちの設置普及率についてでございますけれども、網走消防署が市内の全域を調査しております、昨年10月末現在での設置率は、網走市全体で67.3%となっております。なお、高齢者世帯に限定した設置率という把握はしておりませんので、全体で67.3%ということになるかと思っております。

◎小澤委員 高齢者世帯に限っての設置については、なかなか把握ができないという現状はわかりますし、網走市全体では67%ということで、全国や北海道の平均と比べてもまだまだ低いところにあるなというふうに思います。

やはりこのような事業は100%に限りなく近いところを目指して行っていただきたい。やっぱり命を守るためのものですので、早急に設置を皆さんにしていきたいなというふうに望みます。

そのためにも、周知徹底が必要となってきますが、どのように情報を伝えていくのかという周知の方法についてお伺いをいたします。

◎児玉介護福祉課長 周知徹底の実際の手法でございますけれども、まず、広報あばしりへの掲載、新聞の折り込み等による周知、関係団体による周知依頼等を初めとしまして、網走消防署の広報活動としましても、春・秋・歳末の火災予防運動の際に、こちらの火災報知器設置PRをあわせて行いまして、また、2月から3月にかけては、強調月間として広報車で市内を巡回したり、市内の大型店舗の前で広報活動を行うなど、周知に努めております。

◎小澤委員 周知の方法、現状はわかりました。

なかなか、書面上だとかでは気づかない部分もあると思いますので、例えば高齢者がよく行く病院であったり、在宅で介護をされている方だったら、介護関係の施設の方をお願いをして、自宅に行った際に、もしついていなければそのような促しをしていただくとか、そういったいろいろな

関係機関と連携して周知をのほうを進めていただきたいなというふうに思います。

次に、現在普及しています機器についてですが、安価なものには電池式のものが多く、設置してから電池の更新など維持管理というものが重要になってくると思います。電池の更新ですとか、機器の清掃、メンテナンス、保証などの確認については、どのように説明だとか周知をしているのかという点についてお伺いをいたしたいと思います。

◎**児玉介護福祉課長** 委員御指摘のとおり、警報機の機器の維持管理につきましては、メーカーですとか機器の種類により、清掃の方法ですとか、電池の交換時期、メンテナンス、それぞれ取り扱いが異なっております。

この事業の申請の際には、このような維持管理について、取扱説明書をよく読んで適正な管理をしていただけるように窓口で説明をしております。また、消防署におきましては、やはり統一した維持管理方法ではないので、個々の説明はできないけれども、そういった維持管理についても周知をしているというふうに伺っております。

◎**小澤委員** 周知、説明を現在行っているということですので、その点は引き続き行っていただきたいと思います。

全国的な話ですが、住宅用火災報知器の維持管理上の問題点について、消防本部などの調査というのが出ております。こちらでは、約3割の消防本部などで住宅用火災報知器の清掃方法の統一がされていないという現状、そして約4割の消防本部のほうから電池切れの際のブザーによって110番警報の問い合わせがあったというような報告がございます。

今後、そういったことを未然に防ぐためにも、周知活動に努めていただきたいと思います。

この在宅高齢者火災報知器の関係の質問は終わります。

続きまして、食品廃棄物減量化推進事業についてお伺いをいたします。

食品廃棄物の中で、もったいないの象徴であります食べ残しを減らす取り組みから、食べ物を大切にするという意識や食への感謝の念が深まるような取り組みを事業者、消費者、そして行政が一体となって実施できるようにしていかななくてはなりません。

家庭や飲食店での食べ残しを減らすための取り組みですが、ポスターの掲示や広報、また、ホームページへの店舗の紹介といった手法をとっておりますが、平成25年度はほかに行っていく考えはあるのか、お伺いをいたします。

◎**後藤生活環境課長** 食品廃棄物減量化推進事業につきましては、平成22年度より開始をいたしました事業でございまして、市内の協力店舗を募集いたしまして、独自の取り組み内容などをホームページに紹介し、あわせて店舗の紹介を進めてまいりました。

今後、これについては同様に継続をしていこうというふうに考えております。

その後、平成23年度には、協力店舗、それから市民を中心にこの事業に対するアンケート調査を実施しまして、その結果、協力店舗また市民の声としては、周知が不足していると。この事業を推進するには、そういう外食産業だけではなく一般家庭内での消費者の基本的な取り組みが必要ではないかというような回答がかなり多くございまして、それらを受けまして24年度には少し視点を変えまして、協力店舗とは別に消費者といいますか、市民の方々のほうに目を向けた取り組みを考えまして、より食べ残しのない、食材を無駄にしないような料理教室を開催したところです。

24年度は1回の開催となったのですが、これは参加していただいた方々に非常に好評でございまして、25年度中においても複数回開催してほしいというような要望もございまして、25年度には食べ残しを少なくするという観点からの料理教室の開催を進めていくということと、あわせて各家庭でいろいろ取り組んでおられる食べ残しの少ないようなレシピの募集、それからそのような紹介を含めて、一般消費者向けに推進を図っていきたいというふうに考えております。

◎**小澤委員** 現在の取り組み、そして平成25年度の取り組みについてもわかりました。

協力店は現在34店舗ということで、その内容については統一のルール、例えば持ち帰りの容器を用意するだとか、店でハーフメニューを用意するとかいろいろありますが、それ以外にも協力店独自の取り組みなどを行っています店舗が多くて、その辺に対しては大変評価できるものだなというふうに私も思います。

そしてアンケートにもあったように、なかなか

事業自体も周知が進んでいない、浸透していないというふうにも感じますし、これらの取り組みは協力店だとか事業者だけではなく、我々消費者のほうが意識改革に重点を置いて事業を進めていかなければいけないというふうにさらに思いました。

その点については、25年度は複数回料理教室を行うということで、新しい展開がまた進むのかなというふうにも思いますし、また今後、ごみ処理施設の建てかえですとか、過去にはごみの有料化という問題があったときに、市民というのはやっぱりこういう部分についても意識の改革だとか、興味を持って見ていただけるのではないかなと思いますので、今後のごみ処理施設の更新もあるということも含めて、それとあわせて周知のほうをしっかりと進めていただきたいというふうに思います。

この点についての質問は終わります。

次に、地球温暖化対策事業の新エネ・省エネ推進事業についてお伺いをいたします。

事業推進していく市が、新エネ・省エネを推進する事業のリーダーシップをとって実践し、引っ張っていただきたい、このように私は考えます。

平成19年に策定いたしました網走市役所地球温暖化対策実行計画書、また、平成24年にはその第2期ということで計画が立てられております。

本市の事務及び事業に関し、市が率先して地球温暖化の取り組みを進め、みずから排出する温室効果ガスの削減を図ることを目的としてこの計画を立てられておりますが、市民などへの普及啓発として、職員一人一人の意識の向上を図り、それぞれの職場において率先した取り組みを推進することによって、市民や事業者、また、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うことができると思いますし、また、事務経費の削減として、紙や電気、燃料の使用量、廃棄物の発生量などを抑制する省エネ・省資源の取り組みを推進して、事務経費の削減にもつながっております。

地球温暖化防止効果と経済効果を同時に達成することができるものともしておりますし、このような目的、効果を掲げて事業を進めてきておりますが、今まで、過去は各事業や事務、車両から出る温室効果ガスの抑制や省資源化、リサイクルの推進などに重点を置いて事業を展開しておりますが、今後については、施設の更新や車両の更新と

ということがあると思います。例えば、公共施設へはソーラーパネルの設置の検討、また、公用車については電気自動車の導入などを検討するなど、省エネとか新エネルギーの実践者として、市役所みずからが率先して進めていただきたいというふうに私は思いますが、今後どのように検討していくのかという点をお伺いいたします。

◎後藤生活環境課長 新エネ・省エネ推進事業でございますが、この事業は平成24年度より新エネルギー推進事業と環境マネジメントシステム推進事業の二つを一つに統合して取り組んでいる事業でございます。

この事業目的は、今、委員からお話もありましたように、新エネルギーの普及促進、また市民への普及活動、そしてまた市の事務事業についての環境マネジメントシステムの維持管理ということに目的を置いて取り組んでいる事業でございますが、お話がありましたように、例えば市の使っている公用車の更新時にはハイブリッド自動車とかクリーン自動車の更新というようなお話がありましたけれども、市の一つの方向性としては、新エネルギービジョンを策定をしたとき、それからグリーン購入調達方針を策定したときにおきましては、やはりそういう方向性で臨むべきだということについては認識をしておりますし、その方向で進めていきたいという考えを持っておりますけれども、現実にはなかなか車の更新におきましては、限られた財源の中でバランスをとりながら進めていくということでございますので、すぐ目標達成には至らないということもありますけれども、基本的な考え方には変わりはありません。

また、公共施設等の例えばソーラーパネルとかの設置につきましても、基本的な設計の段階におきましては必ず設置できる可能性を探っていただいて、検討していただいているのですけれども、やはり実施の段階におきましては、財源等の関係で最終的には設置に至らなかったというものもありますけれども、やはり基本的な考え方としましては、地域の特性を生かした太陽光発電などの導入は市が率先して行うべきだということの気持ちは変わらず、今後も大規模改修とか新たな建てかえ時などにおいては、そういう検討はしていこうというふうに考えております。

◎小澤委員 向かうべき方向性という面につきましては、お互い同じ認識に立っているなというふ

うに思います。

やはり過去にも、子育て支援センターどんぐりの建設時なんかを見ていまして、予算の関係上どうしても諦めなければいけなかったという経過もありましたし、やはり今後新しい技術が進んで、ランニングコスト等比較した上でそれが導入できるという時期がいずれ来るのではないかというふうに思っております。そのときは、市として積極的に進めていただきたいと思ひますし、やはり車両なんかも現段階ではまだまだ高いなという認識があります。そんな中で、だんだん市民の方にはそういうところも普及していますが、どうしてもこういう公の場ではそういう費用対効果というところもしっかり見ていかなければいけないと思ひますので、その辺を注視しながら、今後は新エネルギーを活用できる、市が引っ張っていただけるような体制づくりを望みます。

以上で、質問を終わります。

◎**渡部委員長** 次、松浦委員。

◎**松浦委員** 最初に、潮見墓園について質問しようと思ひましたが、山田委員のほうからほぼ私の聞きたいことは聞かれましたので、それは割愛しまして、次に移りたいと思ひます。

24時間電話健康相談サービスについて、先ほど質問ありましたけれども、若干、私のほうからも質問したいというふうに思ひます。

大きな委託先、ドクターが70名とかいろいろ言われておりましたけれども、この医療機関といひますか、この組織はこの事業を専門としている医療機関なのか、その辺をまず伺いたいと思ひます。

◎**大島健康管理課長** 24時間電話健康相談サービスの委託を検討している事業所につきましては、それを専門としているところでございまして、あとまた医療関連サービス等もやっている事業所ということでございます。

◎**松浦委員** それは理解いたしました。

そこで、この医療機関は道内なのか、具体的な名前は言えないと思ひますので、道内の医療機関なのか、道外の医療機関なのか伺いたいと思ひます。

◎**大島健康管理課長** 医療機関ではございせん。事業所自体は東京に会社があるということでございまして、コールセンターにつきましては全国で4カ所、東京2カ所、横浜1カ所、大阪1カ

所の4カ所で対応しているということでございせん。

◎**松浦委員** 道内ではないということでありせん。

基本的には、専門的な組織であるということはおわかりせんけれども、本州と北海道では条件というのが相当違うのだからというふうに思ひます。そういった点で、本当の意味での医療相談という点で、非常に私自身としては不安を持つわけだけれども、その辺での不安あるいは問題点というのではないのかどうか伺いたいと思ひます。

◎**大島健康管理課長** この事業所につきましては、北海道の自治体でいひますと千歳市がここに委託して事業を実施しているほか、北海道の都市職員共済組合ですとか、市町村職員共済組合、本州でいひますと自治体健康保険組合など、かなり実績がある事業所でございまして、必要な情報についても自分たちで調べると、そういう中で対応していくという話も伺っておりますので、特にその点については心配は余りしてないということではせん。

◎**松浦委員** 道内でもあるということでありせんので、その辺はいいのかなと思ひます。

そこで、代表質問の答弁の中でもありましたけれども、1歳から16歳までのインフルエンザ予防接種なんかも無料化を図るとともに、コンビニ受診などをできる限り避ける意味も含めて、この事業を行うのだという答弁でありました。

伺いたいのですけれども、網走市内の中で、いわゆるコンビニ受診というふうに言われている受診というものはどれくらいあると思ひれますか。

◎**大島健康管理課長** いわゆる軽症、不要不急の方ということではいひますと、網走地区消防組合管内、これは網走市と大空町でございしますが、平成23年中の搬送件数のうち約40%が傷病の程度が入院加療を必要としない軽症の方ということでございせん。

◎**松浦委員** それは救急車で運ばれたということであって、それはある意味でわかります。これは全国的にそのことは言われていひますから。

ただ、いわゆる一般市民が救急車を使わずに、そこまで行かなくてもいいのにとひような症状、これは親御さんに言わせれば、緊急を要しているのですよ。しかし、それは医療機関に言わせると、そうではない。だから、コンビニ受診云々

というのは、判断するのは医療機関なんだろうというふうに思いますけれども、その点での医療機関として把握しているコンビニ受診というのがどのくらいあるのか伺いたいのですが。

◎大島健康管理課長 網走厚生病院から、休日における救急外来の受診状況というのを、平成24年の1月から12月までというのを伺っておりますが、その中で、電話対応で済んでいるものが約40%くらいございます。それ以外で、3人に1人が検査や処置がなくお薬だけの軽症の患者ということでございます。

◎松浦委員 どうしても私たちが育った年代というのは、核家族ではなくて、隣近所にも同じような子どもたちがいたり、そういった形で地域で育てられたようなものでありますし、以前は各家庭におばあちゃんなどがいるということで、相談できる相手がいたのだけれども、今はまさに核家族で、若い夫婦と子どもというようなことで、どうしても不安になって軽症のうち病院に駆け込むと、こういうことだろうというふうに思います。

そういう意味では、ある意味やむを得ない部分もあるというふうに思いますが、この相談サービスによってそれらが一定数救済といたしますか、相談することによって病院に行かなくても済むということにおいては、私も理解をするところでありまして、ぜひこの相談サービスが効果を発するというようなことにあってほしいと、そんなふうに思います。

次に移りたいと思います。

乳幼児医療費の無料化の拡大について伺いたいと思います。

現在、少子高齢化、それから網走を担うのはやはり子どもたちです。だから、子どもたちは宝だと、こんなふうにも言われているのだろうというふうに思います。そういった観点から質問をしていきたいというふうに思います。

市長は、代表質問の答弁で、子どもが安心して病院にかかれることは大変重要なことだと考えていると。病気にかかったときに看てもらえることができる医師の確保など、小児医療を守ることが最重要課題であると。子どもたちの健康を守ることに、小児医療とワクチン接種など、子どもたちを病気から守るための予防の取り組みなど、バランスのとれた対応が必要だと、このように述べております。

これはこれで、私もそのとおりでというふうにも思います。その結果として、今言われた24時間、こういったもので不安を取り除いていくというような取り組みもするのだろうというふうに思います。

そこで、乳幼児医療費の無料化の実施状況について、市長に対する代表質問で、答弁では全道35市中10市で実施されているけれども、当市としてはまだ無料化の拡大はしないと、こういう答弁がありました。

前段の市長の言われた内容から察するに、小児医療を守るためというようなことを強調されておりますので、医師が非常に多忙だというような考えからだというふうに思います。そういう意味からも、24時間の電話健康相談サービス事業をするのだろうと、こんなふうにも思います。

そういう意味では、網走の財政上の問題ではない。財政が困難だからしないということではなくて、小児医療を守るため、医師をこれ以上多忙にさせないと、こういう意味から医療費の拡大をしないと、こんなふうに捉えていいのかどうか、まず伺いたいと思います。

◎松野子育て支援課長 実際的には、医療体制を守るということだけではなくして、答弁したとおり、医療費の助成とあわせて予防や相談事業などを実施した中で、子どもの健康を守っていききたいということでの御答弁というふうには理解しております。

◎渡部委員長 松浦委員の質疑の途中でありますが、ここで昼食のため休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

◎渡部委員長 休憩前に引き続き、再開をいたします。

松浦委員の質疑を続行いたします。

◎松浦委員 先ほどの答弁で、病気からの予防とか、そういったさまざまな総合的な観点から、現時点では医療費の無料化の拡大はしないというようなことだろうというふうに思います。

そこで、伺いたいのですが、代表質問の答弁では、全道で35市中10市しか現段階では医療費の無料化の拡大をしているところはないということでありました。では、所得制限を緩和しているところ

ろだとか、あるいは所得制限なしといった、そういった自治体は全道の中でどれぐらいになっているのでしょうか、伺います。

◎松野子育て支援課長 現在、持ち合わせの資料がございませんので、実際的な詳細な内容についてはわかりかねる状況です。

◎松浦委員 以前、課長から資料をいただいたときには、制限を緩和している市というのが16市で、制限なしというのが5市というふうに、私自身が手に入れた資料でもそんなふうになっておりますけれども、やはり相当緩和をしていると、こんなふうに思います。

それで、そういうことであれば、もうちょっと変えますが、実は私がなぜ乳幼児医療費の無料化の拡大を言うかと。それは、やはり今、若い世代の子育て真っ最中の20代あるいは30代の前半の人たちというのは、残念ながら収入が非常に低いと。とりわけここ十数年というのは、所得がどんどん減ってきているわけです。これは公務員の皆さんもそうですけれども、民間の労働者は公務員の皆さんよりもはるかにもっと大変な収入の状況になってきています。そういう中での子育てです。ですから、病院に行きたくても行けない状況に追い込まれることさえあるというふうに、私自身もそういう子育て世代から聞いたことがあります。

そういうようなことを考えたときに、コンビニ受診とかいろいろありますけれども、しかし、本当に大変な状況のときにはやはり病院に行かなくてはならない。

ある意味、先ほど24時間電話健康相談サービスというのがありますが、この健康相談サービスに行っても本当の病気は治りません。いわゆる今の子どもの状態はどうか、そのことを判断して、今、病院に行くべきか、あるいはもう少し待つべきかと、この判断はこの相談業務の中でできると思います。

しかし、病院に本当の意味で行かなければならないときにいけないというのは、やはりあってはならないことだと、こんなふうに思うわけです。その意味から、乳幼児医療費の無料化の拡大というのを、この間ずっと言い続けてきているわけです。

そこで、伺いますけれども、ではオホーツク管内での乳幼児医療費の無料化の実施はどうなっ

ているか、伺います。

◎松野子育て支援課長 管内で18市町村を実際には調査したところでございますけれども、課税世帯においてはおおむね11市、また、非課税世帯では15市の拡大というようなことで、市町村を含めまして管内の状況でなっているというふうに理解しています。

◎松浦委員 つまり、網走市は残念ながら一番低い状況になっています。それだけ、今は管内的にも子育て世代の人たちの暮らしが大変だと、こういう中で実施が広がっているのだろーと思いません。

北見市が昨年からやられていると思います。小学校卒業まででしたかね。あと、紋別が今は中学校まで無料化が拡大したと。

以前も私は言いましたけれども、小学校の高学年以上になりますと、そうそう病気にはなりません。けがはすることはあっても、そうそう病気にかかるということはありませんから、それまで拡大したとしても、それほど医療費がぐんとふえてしまうというようなことは余り考えられないというふうに思います。

そこで、代表質問の答弁で、コンビニ受診をできる限り避けるためというふうに述べておりましたけれども、それでは市内の小児科でのコンビニ受診の実態、先ほど40%程度というふうにありましたけれども、現実には今の網走市内にある小児科医、この中で実態はどんなふうになっているのか。先ほどは厚生病院の例だったというふうに思いますけれども、実際の個人の医院なんかも含めますとどんなふうになっているのか、詳しくはわからないにしても、一定程度わかれば教えていただきたいとします。

◎松野子育て支援課長 実際的には、個人病院だとかそのあたりでの軽易な病気ということでの調査などは行っておりませんので、実数的なものについてはわかりかねる状況となっております。

◎松浦委員 多分そうだろうなと私も思います。

そういう意味では、私は安易にコンビニ受診という言葉も使うべきでないというふうに思います。実際には、あることはあるのだろーと思えますよ。しかし、どの程度のコンビニ受診があるのかという点では、私はあんまりそこにこだわる必要がないといえますか、そういうものではないだろうというふうに思います。

そこで、伺いますけれども、確かに小児科医の皆さんはお忙しいのかもしれませんが、そこで、伺いますけれども、網走市内で小児科医を標榜している医院、病院というのはどれぐらいあるのでしょうか。

◎大島健康管理課長 小児科を標榜している病院、医院についてでございますが、ちょっと手元に資料がないのですが、たしか網走厚生病院、角谷こどもクリニック、中山医院が小児科を標榜していたと思います。

◎松浦委員 プラス青沼医院ですね。この四つの医療機関が小児科医を標榜しているのです。

これは、まさに四つの医療機関で済むかといえ、そうでないかもしれません。しかし、そのほかにも、内科医で小児科を看られないかといえ、看られないことはないのです。

ですから、そういう意味では、小児科医をそのほかに標榜しているのは、中央病院、それからまむき医院、5条クリニック、こが病院、つくしヶ丘医院、これだけあるわけです。

内科医で、うちは小児科は看ませんという内科医もあるかもしれませんが、しかし、いずれにしてもこれだけ医療機関はあります。これは現実にあるわけです。

そういう意味では、例えば乳幼児医療費の無料化を拡大したことによって、一定数患者さんがふえるというふうに原課などでも考えているようですけれども、以前、計算していただいたら、その金額がふえるということも考慮に入れた場合は1,600万円ほど新たな医療費としてかかるという試算もいただきました。

そのことを考えてみますと、私は医療費の拡大をしたからといって、網走市内の小児科医がそのことによって忙殺されるというようなことはないのではないかというふうに私は思うわけですが、その辺での見解を伺います。

◎松野子育て支援課長 実際的には、お子さんを看てくれる病院はたくさんあるというような状況は承知しているところでございますけれども、実際的には専門医的なところにあっては、風邪を引いたとかという状況であっても、非常に待ち時間が多く待たされる状況もございます。

また、厚生病院等の大きな病院につきましては、実際的には管内からも多くの方々が御来院されるということもあわせて、個人病院よりもよ

り多い待ち時間というようなことになっているのが今の現状かなというふうには理解しておりますので、これらの大変な長い待ち時間というのをさらにふやすというようなことを含めた中では、大変な状況になるのではないかなというふうには考えております。

◎松浦委員 そういう状況もあるかもしれませんが。

では、オホーツク管内を見てみまして、医療費無料化の拡大をした北見とか紋別とか、あるいはその他の町村では、そのことによって病院が大変な状況になっているという声がどれだけあるかといえ、私はそんなに聞かないのです。

昨年、訓子府町の町長さんのお話を伺ったときには、コンビニ受診はありませんというようなお話も伺っておりますけれども、さほどそのことによってコンビニ受診がふえるというふうには思えないのですけれども、その辺での見解を伺います。

◎松野子育て支援課長 実際的には、先ほどお話がありましたように、コンビニ受診というのがどの程度かというのは実態把握はされていない状況でありますけれども、無料化ということになれば、当然、病院にかかる可能性が非常に高くなるということでの見解ということで御理解いただきたいなというふうに思っています。

◎松浦委員 私も受診がふえるということは否定しません。ある程度は、それはあるかもしれませんが。しかし、そのことによって、病院あるいは診療所あたりでお医者さんが大変な忙しい目に遭うというふうなことには、それほど変化はないだろうと。一定のものはあるかもしれませんが。

やはり小児科医でもいろいろありまして、親御さんに非常に人気のある医院だとか、いろいろアンバランスはあるとは思いますが、それは受診する側の選択ですから、それはどうこう言えませんけれども、しかし、いずれにしても網走市内には小児科医というのは一定数あるというようなことを考えたときに、私は医療費の無料化の拡大というのは求められていると。

先ほど、金兵委員の方からも、この24時間の相談とかサービスが一定に行き届いて一定の安定した状況といえますか、一定の状況になったときには、医療費の無料化の拡大をすべきだというお話

がありましたけれども、やはり私もぜひ一日も早く乳幼児医療費の無料化の拡大。私が求めているのは、せめて就学前までです。つまり、小学校に上がる前まで、ここはどうしても病気に比較的なりやすいという状況を考えたときに、まずここまでは急いすべきだと、こういう立場でありますので、ぜひともこの点での検討をしていただきたいと思いますが、見解を伺いたいと思います。

◎水谷市長 松浦委員とはこの議論で何度もさせていただきまして、一言で言えば無謬の合理性でも申しますか、ということだと思っております。

小児科医のお話をされておられましたが、今、網走市内で350人ほどのお産があります。管内にお産するところがありませんから、厚生病院に来て大体500人ぐらいのお産があります。御案内のとおり、生まれた瞬間から子どもは小児科医にかかるわけですね。つまり、500人の、この産む場所が、今はこの管内は厚生病院、管内といいますか、この地域は厚生病院だけです。産んだ子どもを看るのは小児科医ですね。24時間、いつ産まれるかわからないわけにありますから。そうした状況の中で、今は厚生病院は3人の医者で看ているわけです。それで外来も含めて、どうしてこの医療を守っていくのか、この地域医療を、お産ができる地域で守られていくのかということが、やはり一番の主眼が置かれるべきなのだろうと、こういうふうに思います。

ですから、ここは医療を守るためにさまざまな政策を打っていくといったことで、今、施策の展開をしているところでありますので、そのところは十分理解をさせていただいていると思いますが、そうしたことで無料化の方向ということは今は検討しないということでもあります。

◎松浦委員 厚生病院の状況については、市長の言うとおりの大変な状況だというふうに思います。

私は、厚生病院ばかりではなく、他の小児科医もありますので、そういった意味では、無料化を拡大したからといって小児科医が忙しくてどうにもなくなるような状況にならないだろうという立場でありますので、なかなかこれは市長との意見が合わない部分だろうというふうに思います。

これはまた、引き続き別な場で議論していきたいというふうに思います。

次に、難病患者、特定疾患の交通費支援について伺います。

特定疾患等の方への交通費助成について、私は12月議会でも取り上げましたけれども、今回伺いたいのは、特定疾患の患者さんは歩行が困難だとか、いろいろな方がいらっしゃいます。そういった中で、付き添いをしていかなければならない。この場合、今現状ではどのような条件があるのか。多分、私の認識では、同じ生計の人でなければならないというふうに理解しているのですが、その辺を伺いたいと思います。

◎大島健康管理課長 特定疾患等患者通院交通費の助成事業の中の介助者の要件でございまして、この事業につきましては北海道から特定疾患医療費受給者証の交付を受けている方を対象として、市外の医療機関に通院する際の費用の一部を助成しているということでございまして、助成の対象者は特定疾患等のために治療を必要とする方御本人、それと介助者としております。

市の要綱では、介助が必要な患者と、介助者については生計を同じくしている主たる介助者ということにしておりまして、その申請に当たりましては、世帯の現況調書等で介助者がいるかどうか、必要かどうかというのを把握しております。

また、介助者が単身世帯で、近くに御家族が住んでいるような場合もございまして、平成23年度の実績でいきますと、同一世帯外の家族の方、この方は弟さんなのですけれども、その方についても市長が特に必要と認めた者として運用して交通費の助成を行っております。

◎松浦委員 そういう意味では、特別な形といいますか、市長が認めるものということで認めた人については交通費の助成をするということだというふうに聞きました。

問題は、中には実は網走市内に兄弟もいないという方もいらっしゃるのです。その場合、困るのが、では誰がついていくかということ、知り合いが連れていかざるを得ないと、こんなことになります。では、それは結局、その人の自己負担にならざるを得ない。こういった場合も、市長が認めるときというふうに、そんなにそんなにたくさんいるわけではありませんから。

今、私も相談を受けたのは、身内でない場合どうしたらいいのだと。現実にあるこの状況の中で、事実上他人ではあるけれども、友人であると

かといった場合には、これは特別に市長が認めるといふにはならないのかどうか、そこを伺いたいと思います。

◎大島健康管理課長 委員のおっしゃる御家族のいない方、単身世帯の方も今後またふえていくのではないかとは思っております。ただ、現在、要綱上は助成の対象とはしておりません。

また、この事業につきましては、他の市町村においても実施しておりますが、自治体によっては患者のみ対象としている場合もありますし、網走市と同じように介助者も認めているというところもございますので、ほかの自治体の実施状況等を見て検討をさせていただきたいと思っております。

◎松浦委員 ぜひ、そういう特別の場合なので、できるだけ認めるような方向で検討してほしいというふうに思います。

次に移ります。生活保護基準の引き下げについて質問していきたいと思っております。

これは国の制度ですから、ここの場所で議論できるのは、それほど深くはできないことは承知しております。

この生活保護基準引き下げというのが話題になったのは、前民主党政権の後半の部分、野田内閣の時代にこの問題が持ち上がってきたというふうに私は記憶しております。そして、昨年暮れに安倍自公政権になりまして、経済財政諮問会議が再登場してきました。

そこで、伊藤元重東京大学教授が、デフレ不況が続く中で税収が縮小し、財政が悪化していると、このように言って、この状況が今後も続けば、財政リスクはますます高くなってしまうと指摘し、財政リスクを最小限にしながらデフレ脱却を目指すためには、中長期の財政健全化の道筋をきちんと示すことが重要だと、こんなふうに言いまして、その結果、社会保障削減をするという方向にしかけました。

こういう理由で生活保護費が削られていくというようなことがあってはならないと、こんなふうに思います。

市長の代表質問での答弁の中で、報道によるということで、世帯構成により現在と、生活保護の基準引き下げの問題についてですけれども、現在と同額や増額となるケースもあるが、多人数世帯においては減額が大きいとの報道があります。また、生活保護受給者以外の低所得者に対す

る教育や福祉、医療などへのさまざまな支援制度において影響が生じると報道されているということで、その結果として38の制度が影響を受けると、こういう報道があるというふうに答弁をされていたところです。

まさにそのとおりでありまして、生活保護基準というのは、社会全体の中で最低限の、憲法25条で保障する、国民は最低限度の生活をする権利を有するというような25条がありますけれども、そういうものでありますから、このラインが下がるということは、それに準じているあらゆるものが影響を受けるとするのは当然のことです。

今、厚生労働大臣は、できるだけその影響がないように検討したいというふうに言っていますけれども、それは極めて大変なことです。これが基準になっていますからね、生活保護の基準が。そういう意味では、私は多分国民をごまかす言葉としか聞こえませんでした。

そこで、伺いますけれども、当市の生活保護世帯の状況についてであります。全世帯の年齢別の状況と受給の主な理由を示していただきたいと思っております。

◎川上社会福祉課長 生活保護の状況ということでございますけれども、当市におけます平成25年2月の生活保護受給世帯、これは558世帯であります。世帯類型別に見ますと、高齢者世帯、傷病者世帯、障がい者世帯の順となっております。構成比で見ますと、高齢者世帯が44.6%、それから傷病者世帯が26%、障がい者世帯が13.6%というふうになっております。

◎松浦委員 いろいろ生活保護世帯に対しての批判の声なんかも私自身も聞きます。確かに批判されるような人も中には一部にはいます。

しかし、今答弁があったように、45%近くは高齢者だということです。こういう人たちというのは、これまでに要するに社会の中で一生懸命頑張って生きてきた人たちです。それと、傷病者ですから、こういう状況の中では、当然、収入が絶たれば受けざるを得ない状況だというふうに思いますし、障がい者についても14%近くいるというふうなことであります。

そういう意味では、中にはいろいろ差別的なことを言われる方もいらっしゃいますけれども、こういうのが多くの人だというふうに私は思います。

そこで、代表質問の答弁で38の制度が影響を受けるということでありまして、その影響を受ける所得層の人たちというのはどういう人たちが考えられるか、伺いたいと思います。

◎川上社会福祉課長 生活保護基準の引き下げにより影響を受けるそれぞれの制度の部分でございますけれども、委員が先ほどもおっしゃっていましたが、報道でのというお話になりますけれども、個人住民税の非課税限度額、それと最低賃金、それから就学援助、このほか保育料などの減免制度、それから障がい福祉サービスの負担上限などが影響を受けるということでございます。生活保護費受給世帯も当然でありますけれども、住民税非課税世帯などの低所得層に影響が出るものと考えております。

◎松浦委員 そのとおりなのですね。結局、この生活保護基準が引き下げられることによって影響を受けないのは、一定の収入以上の人たちです。ですから、今ぎりぎり暮らしている人たちが実は今、課長が言われたように、住民税が非課税から課税になる、就学援助を受けていた家庭が、今度は下がりますから、そこから1.3を上回るというようなことで、結局それも切られてしまうと、こういう現状です。最低賃金についてもそうです。それから、国保料にも影響するはずで、それから、介護保険にも影響していくというふうに思います。

そういうようなさまざまな点で、結局は低所得者にもろに影響を与えていくということになりますから、これは今の景気がより一層悪化すると。安倍自公政権がアベノミクスだとかといろいろ言っていますが、今、庶民の中で景気がいかなんていったら全くそうではありません。あらゆる生活日用品が大幅に上がってきています。暮らしがだんだん大変になってきている。

こういう中で、生活保護費が切り下げられ、そして他の制度も切り下げられるというようなことになりまして、より一層景気悪化というのがもたらされるだろうと、こんなふうにも思います。

代表質問の答弁でも、多人数世帯というのが減額が大きいと、こういうふうにも言っておりました。人数が多ければ多いなりに支出も多いわけですから、これは安易な基準の切り下げというのは行うべきでないというふうに思います。

そういう意味では、地方からも国に対して生活

保護費の基準の切り下げというのはやめるべきだというふうに声を上げるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

◎川上社会福祉課長 現在報道されております厚生労働省の試算によりまして、委員おっしゃるところでありまして、多人数世帯と申しますと、子育て世帯の影響が大きいのかなということもございますけれども。将来の社会を支える子供たちへの影響は最小限にとどめなければならないところでありまして、その影響につきましては十分に配慮していただきたいというところでもありますけれども。

生活保護制度は、最後のセーフティーネットでありますことから、最低生活の保障が確保できない、こういうような状況である場合には、全国市長会などを通じて国に要望していかなければならないというふうに考えております。

◎松浦委員 ぜひもっと積極的に声を上げていく必要があるだろうと。現に今、通常国会に上がってきておりますので、これが通ってしまった後はどうにもならないというふうに思いますから、これは早い時期にぜひ国に声を上げていってほしいというふうに思います。

次に移ります。エネルギー対策についてです。

これは、これまでも私、何度も取り上げてきているわけですが、今現在、日本は原発が54基ありまして、そのうち稼働しているのは大飯の3号機、4号機だけです。しかし、今、安倍政権になって、ちょっと怪しくなってきたと。原発からの依存をやめていこうという動きの中で、再稼働あるいは新規もあり得るような発言もちらほら出てきたりしております。

しかし、福島あの経験、2年たちますけれども、いまだに高濃度の放射能が出続けています。現実にそこに人が近寄れない状況にあると。原子炉、燃料棒がどうなっているかなどについても、いまだにわからない、こういう状況です。

そういう意味では、人によっては核兵器と同じだというふうに言っております。ある意味で、私から言えば、核兵器より悪いかなと。核兵器は瞬間爆発して、そして確かに放射能はかなり長時間残りますけれども、原発は2年たってもいまだに放射能を大量に出し続けて、その燃料棒はどこまで、地下に行っているのか、それとも炉内にある

のかどうかさえ、まだわからないと。炉から出ているだろうというふうに言う先生もいらっしゃいます。

そういうことから言いますと、やはり今大事なことは、原発に頼らないと、原発はなくしていくと。今直ちになくそうとしても、最低でも40年はかかると言われていた。

ですから、チェルノブイリの例を見てもわかりますように、幾ら廃炉に向けて作業をやっても、劣化していくというようなことで、なかなかそれが追いつかないということもありますから、それよりもはるかに重大な事故を起こしている福島原発、このことを考えたときに、やはり私は一日も早く原子力発電というのは廃炉にしていく必要があると。

思いは直ちにすべきだと思いますが、そうは簡単にいかないということもありますので、やはりゼロにしていくということを前提に、それにかわる再生可能エネルギーに転換していくべきだと、こんなふうに思います。

ある専門家の人が言うておりますけれども、こういうふうに言ってますね。全ての原発がとまったとしても、それは一つの通過点にすぎない。各原発の原子炉内と使用済み核燃料貯蔵プールには、膨大な量の放射能を持った核燃料集合体が残ったままだ。しかし、これを処理する方法も決まっていない。これらを安全に管理する仕組みをつくっていかねばならないけれども、そうはなっていない。

脱原発を実現するまでには困難な問題が山積しているということです。それほど今現状であっても、あの大変な爆発を起こした原発の状況があっても、まだこんな状況だと。2年たってもこういう状況です。

ですから、そういう意味では、今、国民を挙げて原発から脱していくということが大事だろうというふうに思います。

そこで、伺っていきたいと思いますが、昨年6月議会で家庭用の太陽光発電の補助として追加の補正をするほど、市民の中で、いわゆる代替エネルギー、太陽光発電の事業というのが関心が持たれたわけです。

そこで、地元の建築関係者が太陽光発電の事業を始めるということが報告されたわけですがけれども、現在、地元の建築関係者は何件あ

て、何件この仕事をしているのか、伺いたいと思います。

◎後藤生活環境課長 住宅太陽光促進事業についてのお尋ねでございますが、これまでも議会の中でもいろいろ御質問があって、お答えをしております。

この事業は、平成17年度よりモニター委託でありますとか、設置補助という形で、これまで8年間継続をしております。

数にいたしまして、平成24年度の追加補正後のトータルで163件の住宅への設置助成が行われております。このうち、市内事業者が設置にかかわった部分は21件、率にいたしまして大体12.8%ほどの状況になってございます。

◎松浦委員 残念ですよね。もっと本当は市内の業者にやってほしいのですけれども。

これは、まだ実は網走市内の業者がこの仕事に取り組んで日が浅いといいますか、年月がまだ浅いということもありますし、そういった面も多分影響しているのだらうと思います。

先日、私、市民に聞かれたのです。都会のほうから網走に引っ越してきたのだそうですけれども、網走に来て太陽光発電が各家庭に結構たくさんあるのを見て驚きましたと。随分取り組んでいるのですねという話を伺いましたけれども、私のもっともっと取り組むべきだというふうに思ったものですから、ちょっと驚いたのですけれども。いずれにしても、現状12.8%ということです。

やっぱり大事なことは、私も推進を、いかにして地元業者にこの仕事をしてもらうかというふうに言い続けているわけですがけれども、これは結局、地元の業者が住宅用太陽光発電をやることによって、お金が網走市内に回るということです。これが一番大事なことです。そして、そこで上がった利益は市民税として納税してもらえると、こういうことです。そして、場合によっては、これがうまくいけば雇用が広がると、雇用の拡大につながると、こういうことになりますので、そういう意味でも、地元の業者の皆さんは大いに頑張ってもらいたいというふうに思うのですけれども、しかし、残念ながら先ほど言ったように12.8%と。やはりこれをもっと引き上げる必要があるのだらうというふうに思います。

そのためには、やはり地元の業者の皆さんがさらに意気高く取り組む必要があるのではないかと

思いますけれども、現状の地元の業者の皆さんの取り組み状況といいますか、意気込みというようなものを、もし、つかんでおられれば伺いたいと思います。

◎後藤生活環境課長 地元の事業者の方の参入に対する考え方ということになると思いますけれども、昨年、追加補正をいたしましたところ、実は私どもの担当課のほうに地元の事業者の方が、私の会社でも設置の仕事はできますということで、意欲を聞かせていただくとともに、応援メッセージもいただいたという経過もございます。

それから、推移といたしましては、平成22年度ぐらいまでは年間1件、多くても2件ぐらいの地元参入業者の数でしたが、23年度からは4件、24年度からは7件と、若干ではございますが増加傾向にもなっているということを考え合わせますと、まだまだトータルを見たときの件数としては少ないですけれども、今後またメンテナンス等への参入も考えますと、経済波及効果などは考えられるのかなというふうに思っております。

◎松浦委員 多分ことしも、これから新年度の中で、この取り組みはなされると思いますし、ぜひ、私はどうしても北見の業者の皆さんの力が強いものですから、実績もあるというようなこともあって、影響を受けるのですけれども、やっぱり地元の関連業者の皆さん方が力を合わせて、例えば展示会を開くとか、住民への説明とか、こういったものがあるとさらに広がるのではないかと、そして地元の建設関連の業者の皆さんの仕事もふえるのではないかと、こんなふうにも思うのですけれども、その辺で何か市として支援できるようなことがあれば伺いたいと思います。

◎後藤生活環境課長 地元事業者のかかわり方ということですが、これまでも平成22年度から生活環境課のほうで開催をいたしました環境展というのを開催しているのですけれども、そこで実は太陽光パネルの小型のモデルを設置をしていただいて、市民に周知啓蒙を行っている経過がございます。また、そのときにも、そのモデルが大手のメーカーで保有しているものということで、それを扱っていただけるのも、当時は北見の業者が来ていただくというような状況で、そういう部分を考えますと、そういう取り組みに対しても市の事業者がメーカーと強いパイプを持った中で継続していけるということであれば、私どものほうでは

そういう受け皿も広げていきたいというふうに考えております。

◎松浦委員 ぜひその辺の取り組みを強めていただきたいというふうに思います。

以上で、私の質問を終わります。

◎渡部委員長 次、古都委員。

◎古都委員 初めに、早速質問をさせていただきます。

高齢者交通費助成事業というのがありますけれども、実際に今渡されている金額のそういった部分よりも、住んでいる人の地域の場所によって、その金額で2回ないし3回往復できる人と、1回の片道分にしかならない人という、実際の状況の解離が生じていると思うのですけれども、その辺について伺いたします。

◎児玉介護福祉課長 高齢者交通費助成事業の内容につきましては、現在、対象としましては70歳以上で市民税が非課税の方を対象としまして、年間5,000円分のバス、タクシーで使える助成券を交付しております。こちらにつきましては住んでいらっしゃる地域、市内である、あるいは郊外である、この地域にかかわらず一律で5,000円の助成券を交付しております。

◎古都委員 実際に住んでいる人たちが使う立場で考えると、その辺の地域性というのももう少し考慮する必要があるのではないのでしょうか。一概に遠隔地の人の金額を物すごいふやせという話ではなくて、その部分で多少なりとも差をつけてあげて、使いやすい制度にしていくことも必要であると思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

◎児玉介護福祉課長 委員御指摘のとおり、住んでいらっしゃる地域によっていろいろな特性がございます。具体的には、公共交通機関の状況ですとか、市街中心部への距離ですとか、そういった状況の違いがあることは理解しておりますが、その一方で、例えば市内にお住まいの方でも、外出の頻度ですとか、行き先の場所、これはさまざまでございます。また、郊外地域におきましても、一口に郊外といいましても、やはりそういう地域的な条件というのはかなり幅があると思います。そういった利用者個々の条件にそれぞれ違いがあると考えておりますので、御質問にありました一律ではなくて段階を設けたらどうかということでございますけれども、地域的にどのように線引き

をしていくのが公平なのか、あるいは金額的な設定は、そういう個々の利用条件にいろいろな相違がありますので、公平性を求めてそれを段階設定するというのは、正直なかなか難しいと考えております。

◎**古都委員** 公平性を求めてのそういう設定は難しいということだったのですけれども、実際的に街のほうに住んでいる方で御家族と同居している方等でも、逆にほとんど家族に送ってもらってチケットをため込んでいるという人もいるぐらいなので、そういった部分も、やはり遠隔地の人は、例えば病院に行くにしても、街に買い物に行くにしても、やはり街に出てこなければいけないという現状の中で、その部分の公平性というのをもう少し考慮した制度に一考いただければなと思います。

次の質問に移ります。次の質問なのですけれども、児童福祉費の中で、予算の52ページなのですけれども、おむつごみの袋の無料化ということで、以前に一度お話しした話なのですけれども、新生児に対してブックスタート等、いろいろ子育て支援センターのどんぐりですとか、いろいろつくって支援に対して手厚くしているのが現実だと思えますけれども、以前にお話ししたとおり、おむつに対するごみはどうしても出るものであると。その中に対してごみ袋というの、それに対して負担としてかかってくる部分に対して、新生児の訪問の際に、一定程度必要な部分だということで、市内指定のごみ袋で構わないのでお配りして、その部分をやってあげてはどうだというお話だったのですけれども、もう一度一考いただくことはできないでしょうか。

◎**松野子育て支援課長** おむつのごみ袋配付事業ということでのお話でございます。

この件につきましては、平成23年9月に一般質問でされていると理解してございます。その時点では、各種の調査等を実施した中で、実際的には子育て支援における実施については3市だけというようなこととの状況となり、また、高齢者や障がい者などの方々への対応問題などもありますことから、判断は、実施については難しいというようなことでございます。

実際的には、現状におきましてもこの判断は変わるものではございませんけれども、既にその判断から2年ほどが経過されていますので、実際の

には当時の実施市が現在どのような状況になっているのかというようなことでの調査はさせていただきたいなというふうに思います。

◎**古都委員** 以前、お話ししたとき、原価で考えると数十万円で済むお話だということをお話しさせていただいた際に、実際にごみの処理費用だとかという見えない部分のお金も含めたら数百万円かかるお話なのだというお話で返されてしまったのですけれども、このおむつのごみという時点で、生きていく上でどうしても出てくるものですし、ごみ袋を配付しようがしまいがどうしても出るごみの量なのですよね。とするならば、ごみ処理費というのは、その人が本来払うべき負担のごみ袋1枚当たり何十円か引く原価の差額の部分でしかあり得ないと思うのですけれども、その際の金額で数百万円の乖離が出ていたのですけれども、そういう部分を考えて、そこまで差額が生じないはずなのですけれども、その部分の検討を考慮いただけないのでしょうか。

◎**松野子育て支援課長** 多分400万円程度ということでのお話があったと思います。実際的には、ごみ処理処分量ということでの試算を行ったところでございますので、そのあたりの変更は考えていないところでございます。

◎**古都委員** 処分量として400万円計上するのであれば、ごみの総量が、もしその事業をしないことによってその部分がなくなるというのであれば、その試算は正しいと思うのですけれども、お子さんが生まれて暮らしている以上、どうしても出るもので、処分のごみの総量自体は変わらないはずなのですよね。そうすると、処分の試算式自体がおかしいという話になるので、試算の400万円という話は整合性がとれないのですよね。

その中で、それで正しく試算するのであれば、ごみ袋1枚当たりの金額と原価の差額の部分という話であれば、それは正しい金額が出てくると思うのですけれども、その金額の試算でいくと、絶対に400万円という数字は出てこないはずなのですけれども、もう一度試算していただくことはできないのでしょうか。

◎**松野子育て支援課長** 試算的には400万円という試算を当時出したようでございます。実際的には、古都委員のおっしゃるとおり、ごみの総体量だとかは変わらないと思えますけれども、実際的にはこの配付事業につきましては、金額の試算の

云々ということよりも、子育てにおいて何が課題か、何を先行してやらなければならないかという選択の中で、この時点で難しいということによっていただいたものと理解しております。

◎**古都委員** 子育て支援ということで、いろいろ産む方のバックアップをしておきながら、産んだ後のフォローという時点で余りないという部分は、かなりの支援という事業に対しての矛盾を感じるのですけれども、その点ではいかがでしょうか。

◎**松野子育て支援課長** それぞれの考え方によりまして、必要だという判断をする方、また、必要でないという判断をする方、さまざまいらっしゃると思います。総体的な意味合いも含めまして、どれが必要か、何が課題なのかということも、皆さんの御意見を聞きながら選択をしていくという状況と考えております。

◎**古都委員** 今、揚げ足をとるようでちょっと申しわけないのですけれども、必要とする方、必要としない方、さまざまな考えがあるという話をされたのですけれども、その部分のアンケートなりアドバルーン的な調査もせずに、一概に必要なとする根拠というものが全然ないのですけれども、何かアンケートなりなんかをとったという実績はあるのでしょうか。

◎**松野子育て支援課長** 5年に一度程度、実際的には次世代育成というような形での冊子をつくっております。その時点では、さまざまなニーズ、要望等のアンケート調査を実施しているところでございます。

◎**古都委員** 逆にですね、私はいろいろなまちで実施している現状もある中で、そういうところから引っ越して移転された方々からは、逆にやってほしいと、なぜ網走はないのだろうという話のほうを多く聞くのですよね。その中で、網走市に対しての要望というの、たしか市長の手紙かなんかであったというふうに、お話をいただいた方から、1回書いたと思うのだけれどもという話を聞いているのですけれども、その当時の回答というもののような回答をされたのかなというの、よくわからないのですけれども、いかがでしょうか。

◎**松野子育て支援課長** 当時、平成19年、20年ぐらいのお話だったというふうに記憶をしておりますけれども、実際的には詳細の回答内容について

は、ちょっと今は確認しておりませんので、御返事はちょっとできないような状況になっております。

ただ、当時1件のみというようなことであったというようなことでの理解はしております。

◎**古都委員** でも、1件あったということは事実であって、それを必要ないとした意見は逆になかったと思うのですけれども。（発言する者あり）

1件しかないのではなくて、1件しかその当時の、平成20年だったら市長はかわられていると思うのですけれども、その当時からまた状況も変わります。意見聴取の仕方もだんだん開けた主張ということで、どんどん変えてきているはずなのですよね。その中で、今改めて市民に問うた際に、どれだけの声があるかという反響の調査等も何もしまいままで、今現状のまま、なしということでもよろしいのでしょうか。

◎**松野子育て支援課長** 実際的には、先ほどお話ししたとおり、5年に一度程度の調査を行っております。また、これからにつきましても、平成25年度なりに調査を実施したいというようなことでは考えているところでございます。

◎**古都委員** では、その際に、もう一度声が上がった場合、検討の項目になるということで考えてよろしいのでしょうか。

◎**大澤副市長** おむつのごみ袋の配付ということで、以前にも委員からはそういった御提言もあったところでございます。

ごみの減量化云々ということとはちょっと別にして、政策的にそれを優先的に選択するかどうかというところでは、いろいろ内部でも議論したところでありまして、子育て支援策というのはいろいろな形であろうかと思っております。

今回、提案させていただいている24時間サービスだとか、インフルエンザの無料接種事業だとか、そういった総合的な判断の中で子育て支援策というのはとっておりまして、おむつのごみ袋、それが配付されれば、そのことを必要とされている方にはよろしいのかもしれませんが、総合的な判断の中で判断をしたということで、今の委員からの御質問に対しては、前回御答弁申し上げているとおり、それを変えて実施するという考え方は今のところ持っていないということで御理解をいただきたいと思っております。

◎**古都委員** この事業に対しては、求める声もいろいろありますし、いろいろな検討の中で今の答えかもしれませんけれども、もう一度強く再考を求めて、次の質問に行きます。

◎**渡部委員長** 古都委員の質疑の途中でありますが、ここで暫時休憩をいたします。

午後2時01分 休憩

午後2時09分 再開

◎**渡部委員長** 休憩前に引き続き、再開をいたします。

古都委員の質疑を続行いたします。

◎**古都委員** 次に、児童館管理運営事業について御質問します。

昨年の予算特別委員会で、児童館の、例えば中央小の児童館が小学校から離れている旨等々いろいろ指摘させていただきました。その中でも、やはり老朽化という部分がどうしても否めないところがあると思います。小学校自体は、昨年の実施で耐震等はなされましたけれども、やはり子供たちが集まる部分というところでは安全第一であるべきだと思います。

今回の予算の中では、耐震等いろいろなそういった安全に対する配慮というのがなされているのでしょうか。

◎**松野子育て支援課長** 実際的には、耐震という形での予算計上はなっていないでございます。ただ、修繕という形での取り扱いでの対応となるところでございます。

◎**古都委員** 市側も認めていらっしゃるのとおり、児童館というのがかなり年数がたって、古くなっているのは御存じのとおりだと思います。

その中で、やっぱり子供たちが本当に集まる中で安心して、親御さんたちも、その施設で遊ばせるのに対して何ら気兼ねなく、児童館に行きなさいよという部分をつくることも大切な一つだと思うのですが、今後、耐震だとか建てかえ、そういったものを考慮するという部分はあるのでしょうか。

◎**松野子育て支援課長** 一番古い児童館は、現在、北児童館となつてございます。昭和48年に建築され、既に38年ほどが経過している状況でございます。そういったことから、実際的には児童館の建てかえということでの検討をしていく状況となっております。

ただ、昨年施行されました子育て新システムの中で、これらの支援対策など、大まかな概要については示されておりますけれども、詳細の内容については、まだ現在示されておらず、遠くない中にこれらのものが示されるというふうには考えてございます。その内容が示された時点で、児童館を含め、保育所、児童施設などを含めた中で、老朽化の建てかえなどを考えていくということで考えております。

◎**古都委員** 指針が示された中で順次建てかえに応じていくという話だったので、その点はなるべく市民の、特に子供たちの集まる部分に対しての手厚い環境整備というのをお願いいたします。

次に、生活保護について御質問いたします。先ほど松浦委員も質問していただきましたけれども、趣旨が違う部分に対して御質問いたします。

最初に、先ほどいろいろな、558世帯が平成25年で計上されている中で、その中で主な理由が仕事がないとされている世帯というのはどれぐらいありますかでしょうか。

◎**川上社会福祉課長** 仕事がない世帯ということでございますけれども、世帯というよりは人数で言ったほうがよろしいかなと思いますけれども、平成25年2月現在で保護を受給されている方が759名いらっしゃいます。この中で、就労可能と判断している者のうち稼働していない者、これが現在54名いるということでございます。

◎**古都委員** 生活保護の就労支援ということがいろいろありますけれども、網走市としては就労支援に対してはどのように取り組んでいて、今まで実際に何名ぐらいが仕事についていっているのでしょうか。

◎**川上社会福祉課長** 就労支援の方法をどのように行っているかということでございますけれども、先ほど54名というお話をさせていただきましたけれども、この中には高齢者といえますか、稼働年齢は基本的に64歳までが稼働年齢ということで捉えておりますけれども、当市の雇用状況から考えますと、60歳前後の方につきましては、雇用については厳しい状況にあるということでございます。

このような中で、稼働年齢層にある非稼働者に対しましては、就労阻害要因、これを的確に把握するとともに、主治医訪問、それからレセプトによる検討、それから嘱託医を活用した病状把握等

を行いまして、就労の可否について総合的に判断をしているというところでございます。この中で、就労可能と判断した者につきましては、通常のケースワーカーの訪問活動の中で、就労に対する助言だとか指導を行っております。

このほかに、就労意欲がある者に対しましては、ハローワークと連携した福祉から就労という事業もございますけれども、これに参加していただいて就労支援を実施していると。

さらに、今年度からは、民間職業紹介プログラム事業実施要領を制定しまして、民間職業あっせん業者、これを通じた職業紹介も行っているところでございます。

実績といいますか、福祉から就労事業へ昨年度は2名参加して、就労には至っておりませんが、今年度は6名が参加しております、うち2名が自立には至っておりませんが、就労を開始したというところでございます。

◎**古都委員** 今のお話の中で、全員が全員というのはいきなり無理だとは思うのですが、今取り組んでいる中として、市の評価として、就労支援対策としてはどう評価しているのかという部分をお伺いしたいと思います。

◎**川上社会福祉課長** 評価ということでございますけれども、この事業に参加して就労される方もいらっしゃるし、それぞれ本人の社会参加だとか意欲だとか、そういうものもございますけれども、平成23年度では20世帯、それから今年度、現時点でございますけれども、13世帯が就労を開始しております、日々のケースワーカーの家庭訪問での指導だとか、そういうものが実ったというふうに考えております。

◎**古都委員** 難しい部分だとは思うのですが、積極的な就労のサポート等をもう少し手厚くして、就労に結びつくような形にしていっていただきたいと思います。

次に、「北海道いのちの電話」相談促進事業というのがありますけれども、まず、昨年度に対して予算が減額された部分の御説明をお願いします。

◎**大島健康管理課長** 「北海道いのちの電話」相談促進事業の予算の減額の理由でございます。

この事業につきましては、北海道いのちの電話、ここが実施しております毎日24時間体制で相談を受けるというもので、その相談への電話通話

料を市が負担するというものでございます。

減額の理由といたしましては、平成24年度の利用実績から、通話料分を減額するということとなります。

◎**古都委員** 今のお話の中で、実績の部分の月々の中のトータルでどれぐらいの相談があって、どれぐらいつながったかという部分を御説明いただきたいと思います。

◎**大島健康管理課長** 件数についてでございますが、平成23年度の実績では総コール数が1万885件、そのうち相談実施件数が362件となっております。1件当たりの相談時間につきましては、1時間以上のケースが最も多いということになっております。

平成24年度の1月までの実績では、総コール数が1,699件、そのうち相談実施件数は71件となっております。

1件当たりの相談時間につきましては、1時間以上のケースが最も多いということですが、昨年につきましては3時間を超える場合も1件あったということでございます。

◎**古都委員** コマーシャル等でもあるとおり、北海道では1日4名の自殺者が出るというふうにされております。

その中で、この項目だけだとわからないのですが、市で独自に取り組んでいる自殺予防に対する取り組みというのはありますでしょうか。

◎**大島健康管理課長** 市が取り組んでおります自殺予防につきましては、保健センターでの相談もございますが、また、平成23年からは自死遺族のための「わかちあいの会」を立ち上げまして、同じ体験をした人にしかわからない心の体験を語る場を網走保健所の協力を得ながら毎月第2月曜日に設けておりまして、心のケアを行っております。

ただ、参加者が毎回二、三名ということで少ない状況でありまして、なかなか同じ体験をしたとはいえ抵抗感は強いというのが現状だということでございます。

◎**古都委員** 遺族の部分等ももっとものお話なのですが、まず、自殺者を出さないための取り組みという部分がとても大切になってくると思います。その中で、今後いろいろなことも検討した中で、なるべくそういう方を生まないように、もっと温かいまちづくりに対して邁進していただ

きたいなと思います。

次の質問に移ります。次は、清掃費の中の埋立処理減量化事業について、内容を具体的にお願いたします。

◎後藤生活環境課長 平成25年度の新規事業でございます埋立処理減量化事業でございますが、現在使用しております八坂の埋立最終処分場が、現在の排出量の推移によりますと、おおむねあと4年程度で満杯になるというような予想を立てております。

このたび、埋立処分量の軽減を図ろうということをお考えまして、一日でも少しでも長く現在の八坂の最終処分場を利用したいということで、これまで事業系から主に排出をされておりましたシュレッダーくず、これが今までは埋め立てをしていたのですけれども、トイレットペーパーなどの再生紙としての再生利用ができる業者とのルートが確保されたことによりまして、埋立処理するのではなく再生処理の方向へ持っていき、埋立量を減らそうというようなものでございます。

このシュレッダーくずの総量年間40トンぐらいを埋め立てせずに再生のほうへ回していこうというのが一つでございます。

また、家庭や事業所から排出されます草木類ですか、剪定枝、枝・樹木類とかですが、そういうようなものもこれまでは一時仮置き場にて乾燥させてから埋め立てをしていたのですけれども、これらのものにつきましても家畜飼育のための敷き藁や、飼料の混合剤としての利用ができるという業者とのルートが確保できたことによりまして、これらも埋め立てをすることなく、そういう再生処理の方向へ持っていこうということで、この部分を年間60トン見込んでいる。これが埋立減量化推進事業の内容でございます。

◎古都委員 シュレッダーで40トン、剪定枝で60トンということだったのですけれども、実際的に大体年間の排出の何%の削減につながって、どれぐらいの八坂の延命につながっているかという部分も、もしわかれば御説明願います。

◎後藤生活環境課長 平成23年度の最終処分埋立量が大体年間で1万2,900トンから1万3,000トンぐらいという量でございますので、この事業を両方やって100トン程度ですね。率としては非常に少ないというふうな数字でございますけれども、このようなものからでも少しでも埋め立てをせず

に埋立処理を減らしていこうというようなことで考えております。

◎古都委員 今後、八坂というか、埋立処分場も新しくなる中で、こういった少しでもリサイクル項目をふやして、埋め立てせずにリサイクルできるものはどんどんリサイクルしていくという取り組みがとても大切なことだと思いますので、その点の考えも加味しながら、どんどんまたこういった項目をふやしていただければなと思います。

最後の質問に移ります。水鳥・湿地センターについて御質問いたします。

建設の際に、管理運営等に対しては地元の中で団体を立ち上げて、その中で一緒にサポートしてもらいながら管理費を削減し運営していくという話だったのですけれども、今の現状の管理体制というのはどうなっていますでしょうか。

◎平野生活環境課参事 管理運営に対する管理体制でございますが、濤沸湖の保全と賢明な利用、つまりワイズユースを進めるためには、地域の皆さん、関係団体の協力は不可欠でありまして、効果的な管理運営を行うという観点から、昨年5月15日に東京農業大学や観光協会、日本野鳥の会、地元自治体で構成します濤沸湖水鳥・湿地センター運営委員会を設置しまして、管理運営に関する事項について相互に協議、調整を行っているところでございます。

◎古都委員 今現在の職員体制を聞くところによると、正職員1名で、季節雇用が2名という形でやっているという話だったのですけれども、その中で、やはりあそこは野鳥等の専門性に富んだ分野がどうしても必要不可欠になってくると思います。その中で、正職員の方というのはずっといらっしゃるので、専門性というのはどんどん養われていくと思うのですけれども、季節雇用ですと半年ごとに切りかえで、また専門性が失われた中で次の方に引き継がなければいけないという問題が生じてくると思いますけれども、その中で引き継ぎの際に対する、例えば半年の中で1カ月も2カ月もかかって専門性をある程度の水準まで引き上げるのではなく、最初の一、二週間である程度のガイドラインみたいなものを持って専門性を引き上げることが必要だと思うのですけれども、その辺の整備というのはされているのでしょうか。

◎平野生活環境課参事 職員の体制でございますが、御指摘どおり現在正職員1名、つまり管理職1名、それから臨時職員が2名でございます。

本年度、平成24年度でございますが、センターのオープンの初年度1年目でございます、手探り状況での運営できる体制で臨んだものでありまして、臨時職員には事務補助案内業務を全般的に行っておりまして、必ずしもお話のような専門性を有しているわけではございません。

確かに詳しいガイドなどを行うには、一定の専門知識を持っていることが望ましいとは考えますが、日常業務の中でさまざまな生態を把握しておりまして、特に観察できるような代表的な動植物は、A3版の1枚の観察シートというものを展望コーナーに常備しておくことを行っていることのほか、有識者の御協力で濤沸湖ガイドブックというものをオープン時に発行したことで、初心者であってもガイドを行ったり、動植物の概要がわかるというようなマニュアルといていいかもしれませんが、そういったことで対応しているという状況でございます。

◎古都委員 水鳥・湿地センターということで、もともと白鳥公園というところで観光の一部として機能していた部分だとも思います。そうすると、あそこは野鳥等の観測や調査といった専門性を帯びながらも、観光としての部分も担っていかなければいけない、ちょっと特殊な部分に入ってくると思うのですけれども、観光とのどういった協調性をとって、また、観光分野にもかかってくると思うのですけれども、そういった部分のPRとか、そういった中で、細かい事業としてはどのようなものがあるのでしょうか。

◎平野生活環境課参事 観光との連携は非常に重要というふうに認識しておりまして、観光を含めた賢明な利用、ワイズユースを進めていくことはラムサール条約の基本理念でもございまして、地域の活性化を図るためにも、このセンターを拠点に実現していくことが大切というふうに考えております。

この視点から、環境省の事業としてエコツーリズム事業を展開していただいております、平成23年12月に観光協会など関係団体で構成しますエコツーリズム検討会を設置しまして、濤沸湖周辺の生態調査のほか、体験型のプログラムの開発とルールづくり、ガイドの育成などを進めていく予

定としております。

また、観光関連としましては、センターのリーフレットを作成しております、こちらのリーフレットを道の駅や観光施設、あるいはツアー会社のほうにお送りするとか、それから四季ごとに自然情報などを発信しますニュースレターというものをお客様に、あるいは学校関係に配布しまして、濤沸湖の情報に触れる機会というのを推進しているところでございます。

◎古都委員 レターの配布等、いろいろ観光とも絡めていかなければいけない中で、エコツーリズムということで取り組むということだったので、観光で来たお客さんに対して、どうそこで感動を生むかということが一つのキーポイントになってくると思いますので、そこは観光部と連携をもっと密にした上で、いかにして網走の魅力を発信するか、リピーターをつくるかという部分の一翼も担ってほしいと思いますので、その辺ももっと連携を密にして詰めていただければと思います。

以上で、私の質問は終わります。

◎渡部委員長 平賀委員。

◎平賀委員 それでは、質問をさせていただきます。

最初に、代表質問でも質問をいたしました在宅医療の関係で伺っていきたいというふうに思います。

代表質問の答弁でも、今後研究をしてみたいという御答弁があったところでありますけれども、その答弁の中で北網地域ではリハビリテーション推進会議や医療再生事業運営委員会で、あるいは網走地域自治体病院など広域化連携構想検討会議において研究を進めるということがありました。

これまでも恐らくこういった会議体で在宅医療について協議がなされてきた経過があるのだというふうに思いますけれども、従来、どのような話がされてきたのか、まず伺いたいと思います。

◎大島健康管理課長 在宅医療の体制整備についてでございます。

さきの代表質問において答弁をしております推進会議、運営委員会、それぞれの概要について御説明をさせていただきます。

まず、北網地域リハビリテーション推進会議につきましては、北網地域の医師会、歯科医師会、

理学療法士会、作業療法士会、看護協会、看護福祉会、ケアマネジャー連絡協議会の関係団体、また、北見赤十字病院、網走脳神経外科・リハビリテーション病院などの医療機関のほか、市町村、北海道で構成されております。

この会議では、病院と介護支援専門員との連携や、地域在宅医療推進講座などを開催しておりまして、リハビリテーション関係団体、関係機関等におけるネットワーク構築等を通じまして、北網2次保健医療福祉圏における地域リハビリテーションの支援体制の整備促進を図ることとして、事業を実施しております。

また、北網地域医療再生事業運営委員会につきましては、北網地域の首長、北見赤十字病院、網走厚生病院の院長、医師会、歯科医師会で構成されておりまして、北海道医療計画に基づき策定された北網地域医療再生計画の事業を推進するために設置をされておりまして、在宅医療の提供体制の整備等を行うこととしております。

また、網走地域自治体病院等広域化・連携構想検討会議は、斜網地区の市、町、医療機関、医師会で構成されておりまして、平成23年度までは斜網地域における救急医療体制の整備、または救急医療フォーラム開催等を行ってまいりましたが、24年度からは3カ年で地域における医療機関と介護サービス等を提供する関係機関との連携強化に向けて検討を進めることとしておりまして、事業年度3年目には、斜網地域における基本的ルールを確立することとしておりますので、この取り組みの中で在宅医療体制の整備に向けた研究をしてまいりたいということでございます。

◎平賀委員 これまでのところは余り議論されてこなかったのかなというふうに思いますが、種々継続した議論の経過を見ていると、この地域でやはり医師会の力が非常に強い地域というふうに思います。

そうすると、医師会を中心とした在宅医療モデルの構築というのが基本戦略としてあったほうがいいのかと思います。そうすると例えば尾道方式ですとか、そういった医療を中心としたモデル地域の構築がいいのではないかと思います。そういったことを今後この会議体の中で協議をしていくと、検討していくということによって理解してよろしかったでしょうか。

◎大島健康管理課長 先ほど申し上げました斜網

地域における医療と介護の連携強化の取り組みの中では、モデル事業として網走厚生病院、斜里町国保病院でモデル事業を実施することとしております。

その中では、病院と地域の関係機関との連携窓口、病院から介護機関と関係機関になかなか情報がうまくスムーズに流れないというようなこともありまして、その点について連携窓口の強化を図っていく。あと協議する場を設けるとか、情報をタイムリーに共有できるような体制づくりを行うこととしておりまして、どちらかといえば病院主導でやって進めていくような形では考えております。

◎平賀委員 状況を見させていただきたいというふうに思いますので、いずれにしろ状況が進むことを期待しております。

次の質問に移ります。障がい者福祉に関して一般的に伺います。

最初に、代表質問でも質問させていただきましたが、障がい者福祉サービス提供におけるサービス計画の作成については、対応のおくれがあるというのは現実だというふうに思います。

これから計画を策定する事業者の新たな指定を含めて、作業を加速させる必要があるというふうに思いますが、その場合、計画を立てる優先順位というのを定める必要があります。大きく分けて三つ。新規の利用、それから継続利用、そして大きな変更を伴う利用の三つが想定されまして、優先すべきは恐らく新規利用と、それから大きな変更を伴う利用のこの二つだろうというふうに思いますが、それで認識が間違いないかどうか確認をさせていただきます。

◎川上社会福祉課長 サービス計画作成についてでございますけれども、今、委員おっしゃったとおり、優先順位としましては、新規利用、これは当然でございますけれども、サービスの内容が大きく変更になると、その利用者についてもやはり新規に近いものがあるのかというふうに考えておりますので、そういう順位でというふうに基本的には考えております。

◎平賀委員 わかりました。

次に、相談支援事業で続けて伺いますが、昨年伺った中で相談が多いものは人間関係に関するものがまず1番目。それから次に、金銭管理と健康管理でありました。これを相談支援事業者がやり

ながら支援計画をつくるということに実はなりませんから、物すごく負担が大きくなるのです。そう考えると、相談支援事業者の負担をどう和らげるかということを考えなければなりません。

実は、北見市では居住サポート事業というものを既に実施をして、相談支援事業者で出てきたニーズを別の事業者がサービスとして提供することで支えていくという体制が確立しています。これは、地域生活支援事業の中で市町村の事業として実施できる選択事業の一つです。

これを実施しながら、サービス計画をつくらなければならないなくなった状況に対処する必要があると思いますが、見解を伺います。

◎川上社会福祉課長 相談支援の関係でございますけれども、委員御指摘のとおり、平成24年度から26年度の間でサービス計画の作成を義務づけられたところでございまして、当市におきましては自立支援協議会の中でも図っておりますけれども、24年につきましては新規の分、それから25年度、26年度で全件を作成するというところでございますけれども、25年度から本格的な実施というふうになりますけれども、これらの体制づくり、これは他市も非常に苦労しているというような情報も入っておりますので、必要な作成件数、それからそれに見合う相談体制がとれるための、作成に要する事業量を分析しまして、事業所だとか自立支援協議会の中で状況について検証と、新たな事業所の指定を含めたあり方について検討が必要であるというふうに考えております。

◎平賀委員 状況を見ながら進めていっていただきたいと思いますが、この相談支援事業の負担を和らげる方法というのは、もう一つ方法がありません。

地域活動支援センターの強化というのが実はございまして、昨年も伺ったところであります。今後検討するという答弁でございましたが、ここを強化することで相談支援事業の機能を持たなければならないのです。そうすることによって、自動的に相談支援事業者がふえるわけです。ここを強化することで、サービスの計画をつくる機能も持たせるということと、現在の地域活動支援センターの課題を一つクリアするということができます。これも進めていくのが効果的だと思いますが、いかがでしょう。

◎川上社会福祉課長 地域活動支援センターの強

化というお話でございますけれども、委員のおっしゃるとおりでございますけれども、以前、道の調査等で、今後、各事業所といたしますか、そういう強化について取り組みだとかの意向の確認があったところでありましてけれども、特に考えていないだとか現状がよいという回答があったところでございます。

事業所として、やっぱり体制を強化していただくということは、市としても大変ありがたいこととございますので、強化につきましてはなかなか難しい問題もあるかと思っておりますけれども、資格要件だとかその辺も当然出てくることもありますので、各事業所と定期的に今後のあり方を協議する場を設けまして、必要な措置を講じていきたいというふうに思っています。

◎平賀委員 どんなこともさざ波を起こさなければ、多分変わっていかないのだと思います。ぜひ取り組みをしていただきたいというふうに思います。

次に、これは毎回聞いておりますが、障がいのあるお子さんの学校への送迎についてであります。いつも聞いておりますので、端的に伺います。

昨年の答弁では、当時の福祉部次長のほうから、市がやるかやらないかどうかを含めて検討しなければならないということと、教育と福祉でどうするのかということも答弁があったところでありますし、それから教育委員会のほうからも、検討したいので、もう少し猶予が欲しいということがあったところであります。

1年間たちました。どのような議論がされ、福祉と教育でどういうふうにしていくというところに現状なっている段階なのか、伺いたいと思います。

◎川上社会福祉課長 移動支援事業のお話でございますけれども、学校の送迎という部分では協議の可否という気はしておりますけれども、移動支援事業の中では、学校の送迎をすることによりまして、今度、将来的には通勤についても移動支援として行っていかなければならないのかなというふうに考えますと、なかなか教育だ福祉だというふうに簡単に結論が出ないのかなというふうに思いますので、もう少々検討の時間をいただければというふうに考えております。

◎平賀委員 実は、その質問をしてこれで6年目

に多分なるのだらうと思いますが、もう少々が6年続いているという現状をぜひ押さえていただいて、協議をしていただきたいのですが、就学と就労は必ずしもリンクしません。就学のときに福祉サービスが必要な人は、就労のときに必要な人とは限りません。大幅に減ります。なぜなら、就労できる環境にない方が圧倒的に多いからであります。そこを加味して検討していただきたいというふうに思います。教育とぜひそこは調整を図って、いずれにしてもできるだけ早い時期に結論を期待したいところです。

次に、就労支援について伺います。

なかなかここは改善されないところが私はあるなというふうに思っているところであります。

確かに障がい福祉サービスの提供については、順調に推移をしているわけでありますけれども、一般就労への移行という点では、大きな課題があるというふうに思います。

最初に伺いますが、ジョブコーチをふやす取り組みなどが必要であるということ去年も述べさせていただきました。それは、商工で持つのか福祉部で持つのかも協議が必要であるということも共通の認識に立ったところだと思いますが、1年間どのような検討をなさってきたのか、伺いたいと思います。

◎川上社会福祉課長 ジョブコーチについてでございますけれども、先般、障がい者自立支援協議会におきまして、北見在住の、この辺にはお一人しかいらっしゃいませんけれども、ジョブコーチをお招きして講演を行いまして、内容をお聞きしたところでございますけれども、なかなか重要性は認識しておりますけれども、難しいなということだと思っております、この辺は就労支援ということで、一般企業だとか、その辺の関係機関だとか、その辺の連携も必要になってくると思いますので、今後またさらに検討を進めていきたいというふうに思っています。

◎平賀委員 ジョブコーチにも第1種、第2種というのがあって、企業の中に置くタイプのものがありますから、ぜひ検討を進めていただきたいと思えます。

次に、これも毎年伺っておりますが、工賃の推移であります。また、一般就労への移行状況、どのようにことはなっているのか、伺いたいと思えます。

◎川上社会福祉課長 工賃の推移でございますけれども、平成23年度の実績でございますけれども、最高額で2万1,276円でございます、24年で2万1,290円と14円アップしております。最低額につきましては、23年で2,909円、24年で2,329円、580円のダウンとなっているところでございまして、事業所によりまして積算の方法が異なりますけれども、時給方式が主流となっております。

平成23年の実績と24年の状況を比較しますと、就労継続のB型事業所は上昇しておりますけれども、地域活動支援センターについては下落傾向にあるというふうに思っています。

◎平賀委員 下落傾向、総じて横ばいに近いのかなという理解をさせていただきましたが、なかなか改善されない状況があるということを改めて確認させていただきました。

一般就労については、把握はされていないのですね。ここはぜひ把握をするような取り組みをしていただきたいのですけれども、なかなかアップもしていかない。しかも、今の数字は月額ですね。日額でなくて月の金額ですから、まだまだ改善しなければならぬ状況があるということは改めてわかりました。

この工賃をアップして、それから就労移行へとつなげるための取り組みには、やはり全市的な組織が必要であります。庁舎内の検討会議、ぜひつくっていただきたいというふうに思いますが、まずそのことについて見解を伺いたいのと、あわせて職親会というものがやはり必要です。これはオパール職親会さんがあって、法務のほうではあるのですね。でも、網走には障がい者のほうはありません。ですが、北見は去年立ち上がりました。網走にもこれは必要だと思います。あわせて見解を伺いたいと思います。

◎川上社会福祉課長 就労支援につきましては、市のみではなくて各関係機関、企業だとか、商工会議所だとかいろいろな機関があると思えますけれども、この辺が連携して取り組んでいかないことには、なかなか就労にはつながっていかないのかなという気はしております。

庁内の検討会議とか、職親会という話がございますけれども、その辺もちょっと、職親会もなかなか私どもは情報を得ておりませんので、その辺は研究させていただければというふうに思っています。

ます。

◎平賀委員 今後の積極的な検討を期待して、また次の機会に伺っていきたいと思います。

次に、網走市における障がいのある方々に対する支援は、先ほど申し上げたとおり、福祉サービスについては順調に伸び続けてはいるのです。しかし、一般就労などについては足踏みの状態があります。やはりここは、網走市が積極的に事業としてチャレンジする必要があるというふうに思いますが、今のところ福祉サービスを除くと、直接雇用というのがありますけれども、ほとんど網走市としての事業は見られないというのはずと変わりません。

やはりここは、網走市がしっかりとした意思を持ってこの課題の解決に向かっていくのだという姿勢が必要であります。どのようなものを網走市として目指していくのか、この機会に明らかにされたいというふうに思います。

◎酒井福祉部長 障がい者の一般就労の促進、市のほうのという部分も含めて、今御質問がありました。

その中で、障がい者の就労支援は、とりわけやっぱり重要な課題という部分を私たちも認識をしております。ただ、その中で、やはり課題整理をしながら進めなければならないという部分もあります。

これまでも、自立支援協議会、先ほど社会福祉課長のほうからもお話があったように、ジョブコーチを招いてお話を聞くとか、それから管内障がい者の行政等の関係者で組織する地域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会という部分でも、障がい者の就労について議題として挙げられます。その中で、障がい者の方の意見を聞いたり、ハローワークの職員の意見を聞いたり、事業所に直接聞いたりというようなことで課題整理をさせていただいておりますが、その中でやはり障がい者の個々の技術向上をして一般就労につなげるというのが課題であります。

そのほかに、雇用先であれば、障がい者の雇用環境の整備をするという部分、それから就労後の障がい者とか雇用先の支援、そういうようなものを含めて就労先の拡大を図っていかなければならないというふうに思っております。

ただ、今は景気がなかなか不景気であって、それを反映して働きたいという人のほうが多く、な

かなか障がい者のほうの雇用というまでには至っていないというのも現状にあります。

その中で、やはり今まで私たちが市のほうで参加しています、先ほど言った地域づくり委員会、それから市で持っている自立支援協議会、この辺で双方の共通の認識を持ち、情報を持ち、その中で果たしてどういように障がい者の方々に一般就労につなげるかという部分を、何とか手探り状態ではありますが、検討している状況であります。

今後も、その部分については、企業もしくは市を含めて、雇用の促進を図ってまいりたいと考えております。

◎平賀委員 日体大の誘致も含めて、新たな局面を迎えようとしています。その方々が働く場所もどうするのだという課題も多分出てきます。そのことも含めて、市が旗を振っていかなければならないというところが強く求めたいというふうに思います。

次に、今、自立の話がありましたように、自立の話を見せていただきますが、自立ということで考えると、福祉サービスの提供、あるいは家族との時間以外にどう過ごしていくのかという部分が大きな課題であります。

市長は、マニフェストの中にも、障がいのある方々に対するボランティアを育成するというふうな記載をされておりまして、各種答弁などの機会でも、時々、折に触れて言及されているというふうに記憶しているのですけれども、どのようなことを行う考え方なのか、今まで示されたことがありませんので、伺いたいと思います。

◎川上社会福祉課長 ボランティアの関係でございますけれども、障がい者が安心して暮らせるまちづくり、社会参加を進めていくためにはボランティアの存在は不可欠であるというふうに考えております。

地域におけるボランティアを通じた障がい者支援活動の促進を、具体的な取り組みが必要だというふうにも考えておりまして、障がい者福祉計画策定時の団体アンケートでも、ボランティアによる外出支援を要望する意見というのがございまして、どのようなニーズがあるのか意見を聞きながら研究してまいりたいというふうに考えております。

◎平賀委員 外出を支えるというところだということがわかりました。

以前は、ガイドヘルプというサービスがありました。ボランティア活動のようなものとして、現在の手話通訳の登録員のようなイメージでしたが、自立支援法の出現、支援費の出現によって、事実上駆逐されたようなイメージなのだと私は理解していますが、その部分をどう復活させるかなのだらうなというふうに思います。ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

次に、もう1点障がい者の関係で、手話通訳の養成について伺います。

現在、登録手話通訳ということで市に登録されていますが、その人数は減少傾向にあると思います。人数としては十分なのかどうか。また、網走手話の会や、クリオネ手話っちななどの協力もいただいて市民手話講習会が実施されていますが、受講者についてはいろいろ増減が過去もあったり、いろいろあったと思いますが、現在の状況はどのようになっているか、伺いたいと思います。

◎川上社会福祉課長 まず、登録手話通訳者の数でございますけれども、平成24年度現在、登録者数は7名となっております。今の状況では、7名いけば足りているという状況でございます。

それから、講習会の関係だと思えますけれども、手話講習会ですけれども、手話初心者の方を対象としまして、年に2回市民手話講習会を開催をいたしております。それから、手話経験が2年程度の方を対象にしまして、手話中級講座を年に1回開催しているところでございます。さらに、登録手話通訳者の技術格差の解消を図るために、昨日行いましたけれども、登録手話通訳者研修会を毎年開催しているところでございます。

講習会の参加者でございますけれども、平成24年度につきましては、市民手話講習会、これは昼と夜1回ずつ行っておりますけれども、21名の参加と。それから、中級講座につきましては10名というふうになっております。

◎平賀委員 状況を理解いたしました。

登録の手話通訳者さんは随分減ったなというイメージがありますが、必要とする方々の人数の変化というのも当然あると思えますし、心配ないレベルであれば、まずはそこをできるだけ維持していただきたいと思えます。

手話講習会の受講者はなかなかばらつきがあり

ますが、今はその程度いるのだなということがわかりましたが、これも例えば星の金貨なんていうドラマをやっていたときは物すごいふえたり、さまざまな世論の影響も受けるものですので、引き続きぜひ広報も含めてやっていただきたいと思えます。

また、以前は専従手話通訳者の要望もあったのですけれども、今は恐らくそれは登録で何とかするという状況で、多分網走市の場合はないのだらうというふうに思っていますが、状況に応じてその辺の対応は検討していただきたいというふうに思えます。

◎渡部委員長 平賀委員の質疑の途中でありますが、ここで暫時休憩をいたします。

午後3時01分 休憩

午後3時11分 再開

◎渡部委員長 休憩前に引き続き、再開をいたします。

平賀委員の質疑を続行いたします。

平賀委員。

◎平賀委員 それでは、続けさせていただきます。

次に、へき地保育園について伺います。

私は、ここは学校がなくなった地域になればなるほど、一つのよりどころでありまして、なくすべきではないのだというふうに考えているところであります。

それで、存続のためには、いろいろな考え方を持つ必要があるというふうに思っております、その一つの方法として、学童保育的な機能をここに付与することがあるのだらうというふうに思えます。

存続したいというふうな地域については、こういったことも含めて存続できる体制をつくれるような制度を改めて市として設けるべきだと思います。見解を伺います。

◎松野子育て支援課長 今現在、へき地保育所の取り扱いにつきましては、現在10名ほどの入所人員、また、地域の要望などを考慮した中で、閉園や合併というようなことでの検討をさせていただいているところでございます。

平成25年度からは、従来、子育て支援金ということで、この補助金が国の補助金から道の安心子ども基金ということでの変更になることとなって

おります。

その中では、道が今現在方針としての情報としては、10名から6名に変更するというようなことでの方針の情報が入っているところがございます。実際的には、この6名となった場合については、人数のもとでの閉園という取り扱いは難しいかなというふうには思います。

ただ、今後につきましては、これらの少人数の保育が子どもたちにとっていかなものかなという検討の中で、閉園または合併というようなことを検討していくものとなります。

あと、保育所と学童保育ということでのお話でございませけれども、実際的には施設利用ということでは問題ないと思いますけれども、保育所と学童保育については年齢の対象者の違いから、同一にこれらのものを行うということとはできないということでございます。

◎平賀委員 どうやったらできるようになるかをぜひ検討していただきたいというふうに実は思っています。市として独自の取り組み方が多分あるはずですが、ぜひここは検討していただきたいと思いますが、地域によって恐らくニーズが相当違うというふうに思います。都市化されたところになればなるほどそのニーズは高いので、ぜひ改めてそこは検討していただきたいというふうに思います。

次に、認定こども園について伺います。

1年間、認定こども園が誕生してから経過しておりますが、状況について説明を伺いたいと思うのですけれども、恐らく効果的だった面とか、課題として見えてきた面が見えてきていると思いますので、伺いたいと思います。

◎松野子育て支援課長 昨年、新たに建設されました認定こども園つくし保育園の運営状況につきましてでございます。

つくし保育園につきましては、入園者の数におきましては定数100名のところ、現在85名の入園状況となっております。また、特にゼロ歳、1歳、2歳児については、全て定員を満了入所状況となり、また、新年度4月からの入所予定数は88名というようなことで、非常に入所率がよいような形になっているところがございます。

また、つくし保育園におきましては、一時保育の実施、障がい児保育、またゼロ歳児保育の実施、さらには保育園、幼稚園での完全給食の実施

など、多様な事業に取り組んでいただいております、市全体における待機児童の解消や、また、保護者における保育の選択というような幅での拡大ということで、施設運営にあっては大変メリットがある、また、高く評価をされているということでございます。

課題ということにつきましては、今後またさらに状況を見る中で検討していく、お話し合いの中でお聞きしていくというような形になっていくかなというふうに考えています。

◎平賀委員 課題というよりは、今はいい面が物すごく出てきているということで理解をさせていただきました。

周辺のことをちょっと伺いますが、この施設の周辺の除排雪についてなのですけれども、道路が狭いことと、それから学校の通学路としてもここは非常に多く使用されるのですね。そのため、私も実際に見ましたが、ちょうど子どもたちが通学する時間帯に保護者の皆さんの送迎が集中するのです。ですから、一定の配慮が非常に必要性が高い地域です。

そして、ここは通学路に指定されているのですが、除雪されていない歩道があって、地域の方々の努力で何とか支えています、それもちょっと限界に来ているような状況です。

また、市道認定されている道路もあるのですが、今はそこは車が基本的に通らないという道路もあるのですけれども、そこも地域の方が除雪をしながら何とか子どもたちが通れるようにしているという状況があって、非常に危険であり、対処が必要な道路だというふうに認識しておりますが、その辺を担当課としてはどのような意識をお持ちでしょうか。

◎松野子育て支援課長 大きな通路というような形では、歩道除雪などがされているかなというふうに思います。ただ、横に入る小さな道路などについては、除雪が行われていないというような状況があると思います。この件につきましては、土木管理課の所管となりますけれども、そのあたりとも連絡調整、また、協議等は図っていきいたいというふうには考えております。

◎平賀委員 ぜひ土木管理課と協議の上、ここはぜひ対処していただきたい重要な場所だというふうに思いますので、よろしくお願いします。

次に、ノーマイカーデーの取り組みについて伺

いたいと思います。

会派民主市民ネットから提出をさせていただきました平成25年度の予算編成に関する要求に対する回答の中でも、今後も全市的な取り組みに発展できるように、市民や事業者への参加を呼びかけるというふうに記載があったところではありますが、具体的にはどんなことをする考えなのか、伺いたいと思います。

◎後藤生活環境課長 ノーマイカーデーの取り組みでございますが、市役所は平成20年度から職員が環境月間であり、6月の毎週水曜日を対象日として実施しております。

これまでの実績としては、平成22年度以降24年度まで、60%を超えるという実施率で今は推移しております。

これらの取り組みの推進の方法としましては、市内の行政機関であります官公庁、それから銀行などの勤務人数の多いような事業所に直接出向いております。6月の環境月間には協力要請という形で直接出向いて回っております。

それから、市民向けということにつきましては、平成22年度から開催をしております環境展におきまして、二酸化炭素排出抑制に係る取り組みの一つとして、エコドライブとあわせた形でパネルなどの紹介をしております。

また、小学生などにおきましては、通学時に親の方の送迎でマイカーが使われているというようなこともあるものですから、総合学習で取り上げていただけたときには私どもが出向きまして、そういう方面からもノーマイカーを推進するというところで啓蒙を図っております。

◎平賀委員 細やかな事業をされて推進されているということがよくわかりました。

大きく進めていくためには、例えば市職員のノーマイカーデーの日数をふやすですとか、あるいはモータープール、いわゆる駐車場を公共交通のそれぞれの拠点につくって、そこから公共共通に乗って町に来る方々については割引を適用するとか、そういった政策も検討する必要があるというふうに思いますが、その辺の検討状況はいかがでしょうか。

◎後藤生活環境課長 市役所への取り組みにつきましては、日数の集約をしているのは6月の毎週水曜日ではございますけれども、そのほかの月におきましても、各月の第2水曜日については実施

をお願いするというので、庁内アナウンスをかけて啓発を促しているところでございます。

また、全市的な部分での今のモータープールなどのお話がありましたけれども、これは各事業所などを回って気づいているのですけれども、やはりその業務形態ですとか、家族の方の病院の送りなどということがなかなか支障になって進まないということがございまして、そういう取り組みも一つ考えられると思いますけれども、現実としては大きな形で推進というよりも、現段階では協力要請という形で進むことがいかなというふうに思っております。

◎平賀委員 また公共交通に関する質問のときに続けたいというふうに思います。

次に、一般廃棄物の処理場の関係を何点か伺います。

環境影響調査が行われるというふうに伺っておりますが、生物多様性などに配慮した環境アセスメントは実施されるのか。また、その中で課題が発見された場合はどのように対処されるのか、伺いたいと思います。

◎後藤生活環境課長 現在進めております一般廃棄物処理施設整備に当たる環境影響調査につきましては、廃棄物処理法の施行規則に定められております内容、主に大気、水質、騒音、振動など生活を取り巻く部分での影響を調査しております。

これは、一般的にミニアセスと呼ばれているものでございますけれども、環境アセスの中身におきましては、委員からお話しありましたように、自然環境への影響も調査項目となっているところでございますが、市が現在計画しております施設の内容では、実はその対象にはなっておりません。けれども、今、候補地として挙げているところにつきましては、自然公園区域の隣接地であるということもございまして、必要と思われる内容についてはまとめていきたいというふうに考えております。

また、その中で何か出てきた場合ですが、これは生活環境であれ、自然環境であれ、同じことなのですけれども、環境影響評価法の考え方自体が事前にそういうものを調査して予測をして、それに対応するものをつくり上げましょうというのが基本的な考え方でございますので、当然出てくれば適正な形の対応策、また、施設の整備方法などを検討するということになると思います。

◎平賀委員 状況を確認させていただきましたので、調査の結果を見ながら状況を見守りたいというふうに思います。

次に、3月2日の暴風雪で思い出したのが、実はこのことであり、ここも一つ思い出したところでありました。

特定の時期に学校のグラウンドの土ぼこりが巻き上げられて苦情が多いということは、予算委員会の中でも別の委員の質問の中でたびたび取り上げられているというふうに記憶しています。

そうすると、ここには、ごみ処理施設をつくるというときに、覆土を以前より多くやるのだという答弁が以前ありました。その時期に風で巻き上げられるということの悪臭問題と、土ぼこりの問題というのが新たに発生するのだなというふうに感じたのですけれども、このことについて、こういった問題は現在の八坂の処理場では起こっているのでしょうか。

◎後藤生活環境課長 覆土に関してのお話ですが、現在の八坂におきましても、即日覆土、それから中間覆土、これは法令に決められているようにきっちりやっておりますけれども、現在、覆土をしました土による土ぼこりなどに対する苦情というのはございません。

ただ、持ち込まれたごみの中でのビニール袋等の質量の軽いもの、これが飛散をするというような状況がございます。

◎平賀委員 恐らく八坂よりも風が向陽地区は強いのだろうなというふうに思います。そうすると、覆土が巻き上げられる問題と、今おっしゃったような軽いものが巻き上げられる問題というのが発生するのではないかなというふうに懸念しますが、その辺はどのように認識して、どのように対処しようとしてされているのでしょうか。

◎後藤生活環境課長 新たな施設を計画するに当たっての覆土の関係ですけれども、当然、覆土する土質とか含水比などにもよって飛散の状況も変わってくると思われまして、また、覆土した後、そのままではなく、やはり飛散のないような形の締め固めが必要だというふうに考えておりますので、それは実施すべきだろうというふうに思っております。

また、あわせて先ほどお話をしましたビニール袋等の飛散につきましては、現在の八坂も飛散防止ネットなどの設置をしておりますが、そういう

対応もするとともに、現在は各自治体で先進的に進めている部分では、破袋機という袋を破る技術的な革新もありまして、そういう機械を使いまして袋は別に分けて飛散のないような形で処理をするというようなことも進んでおりますので、そういう導入の検討もしていきたいというふうに考えております。

◎平賀委員 住民の方からも同様の心配をすることが実はあったということもありまして、伺わせていただきましたので、ぜひ機会を捉えて、そういったことも含めて丁寧な説明をして御理解をいただけるようにしていただければというふうに思います。

次に、エネルギーのことについて伺います。

実はここで聞くのは本当は違和感がありまして、所管は本当は商工に移るべきではないかなと思っはいるのですが、今は生活環境課が所管です、ここで伺います。

今までの答弁を伺うと、代表質問もそうですが、国の動向あるいは道の動向を待つという姿勢が目立ちます。しかし、以前も聞きましたけれども、網走沖にはメタンハイドレードが確かに存在をしています。けさもテレビでやっていたから御承知だと思いますが、試験採掘が世界で初めて成功しました。そういった状況もあり、取り組みは進もうとしています。

国は、2018年に実用化しようとしているのです。未来のものだというイメージで答弁されていましたが、ラグビーのワールドカップより早いのです。未来ではないのです。近未来の話になってきています。

この質問をさせていただくのは、やはり行政としてしっかり取り組まなければいけないということとを共有したいからなのですけれども、実は日本海側の沿岸地域では、都道府県単位ですが、タッグを組んで海洋エネルギー資源開発促進日本海連合なんていうものを実はつくってしまっていて、それで佐渡沖の石油天然ガスの試掘をこれから4月以降6月までの間にやるということで、強く出てきているのです。

これは、やはり自治体がしっかりと国に対して働きかけなければ置いていかれるということの象徴だというふうに私は思っています。

特に、網走沖のメタンハイドレードは、北見工大の先進的な取り組みもあって、実は早かったは

ずです。しかし、それが今、愛知県沖の渥美半島、志摩半島の沖合のところに水をあげられてしまったという状況があるのです。

やはりこれは、網走市単独でできるものではないということは十分に承知していますが、北海道を含めてしっかりとした取り組みを求めていきながら、強力に政府に対して働きかけをしていかなければいけないものであると同時に、これからの網走市の環境保全とそれから網走のまちづくりに対して大きな影響を与えるものというふうに私は思っています。

ぜひ取り組みをしていただきたいと思いますが、見解を伺います。

◎後藤生活環境課長 今、メタンハイドレードの例に挙げられました再生可能エネルギーの取り組みということかなというふうに思っておりますけれども、御承知のとおりエネルギーのあり方につきましては、一昨年の東日本大震災以降、エネルギーの進むべき方向というのは国を挙げての国民的な議論で進んでいる。そのような中で、国においてはエネルギーの基本計画策定をすると言いつながらなかなか進まず、最近になってまた再協議を開始しようというようなスタンスであるというふうに聞いております。

ただ、再生可能エネルギーなり、今お話のありましたようなメタンハイドレードにつきましても、確かに国の目標としましては5年後ぐらいには実用を考えていくという目標を持っておりますけれども、果たしてそういうことを受けて自治体がすぐ飛び込めるかどうか、そこに一つ疑問を持っております。

というのは、網走市が立ち上げようとした場合に、その支障になるものが網走市内だけのものか、また、北海道内に及ぶものか、国を挙げてのものになるかということも検証しなければいけませんし、国が示してくれる方向性というものはどれぐらい裏づけがあって、私たちの環境保全なりにも影響を与えない形で進んでいくかというのが検証されるべきで、こういうものがあって自治体としては取り組んでいく必要があるのかなというふうに考えておりますので、現段階ではそういう形で見据えるというふうなことで考えております。

◎平賀委員 ある意味、環境を守る立場の生活環境課が考えれば、恐らくそのとおりの見解になる

のだろうと私も思います。

しかし、経済を考えていく、エネルギー問題を考えていくときには、やはりそれだけではいけないのだろう。今言ったリスクをどうやったらクリアできるかというのをどこで検討するのかという考え方を一方で持たなければならないのだと思います。

北海道は、実はオホーツク沖ではなくて十勝沖にも大きなメタンハイドレードの埋蔵可能性の地域があるのです。そこも含めると、道内全体でこれは取り組まなければならない問題ですし、青森県を含めた東北とも一緒にやらなければならない問題だとも言えるのです。こういったところを考えると、エネルギー問題について所管が生活環境課というところでやっていくのも、そろそろ限界なのだろうと思っています。

それで、やはり経済部でこれは所管をして、しっかりと未来へ向けた戦略の一つとして、網走市の基本戦略の一つとして位置づけていく検討をまず私はするべきだろうと。具体的には、大学や企業を含めた網走市再生可能エネルギー検討会議みたいなものをつくって取り組みを進めるべきではないかというふうに思いますが、これについてはいかがでしょうか。

◎後藤生活環境課長 所管のお話が出ましたけれども、私が答えられるかどうかというのがありますけれども、網走市としましては、今言われたように将来のエネルギーの方向性が一体どうあるべきかという基本的なものがまず出てこない、何を目安に、また、自治体としてどういう形で動いていくかというものが見えてこないのかなと思っています。

ただ、そういう中で、今、北海道のほうでは、平成24年の3月に各自治体での再生可能エネルギーのポテンシャルなどを調査した支援ツールというものを示しております、それを使うことによって地域の特性を大いに発揮できるだろうという考えのもとと、道内の広域的な取り組みの一つとして考えていきたいという低炭素ネットワーク、案でございますけれども、こういうものを立ち上げて北海道も広域的に考えていきたいと思います。

恐らくこういうものが立ち上がった段階で、それぞれ市の取り組むべき方向などが定まってくる、それによって市の内部の取り扱いも見えてくるのではないかなというふうに考えております。

◎平賀委員 国ではなくて道の動向を待つということに結局はなるのだらうと思いますが、そこは百歩譲って仕方ないとしても、そこに対する取り組みをするとすると、やはり生活環境課が網走市の場合は窓口になり続けるのですか。

◎後藤生活環境課長 現時点では、例えばこのようにエネルギーに関するような補助金というお話があれば、生活環境課は直接窓口にならなくても、北海道との協議などは進めておりますし、それはそういう形で進んでいくだろうというふうに思っております。

◎平賀委員 現状はそうだということでありませう。

私は、やはりここは、エネルギー問題はこのメタンハイドレードだけではなくて、網走市としてどうするのだという目標を持つべきだということ、これは会派でも繰り返し申し上げてきたところ、ぜひ、目標を持っていただいて取り組みをしていただきたいというふうに思います。

国や道の動向を待つだけでなく、網走市としての積極的な姿勢を持って働きかけていくということが、このことは未来に向けて重要だというふうに思いますが、改めてそこは最後に見解を伺いたいと思います。

◎後藤生活環境課長 再生可能エネルギーの種類が、委員おっしゃいましたとおり、いろいろな種類がありますし、今後、将来的にどういうエネルギーを採択するかということを考えますと、一つのエネルギー源に頼ると、何かあったときにカバーの方法がないということも考えますと現時点では、委員のおっしゃることは同感だというふうに思っております。

今後、再生可能エネルギーの導入に向けての検討を進める中においては、本日の委員の御意見を参考としながら今後進めていきたいというふうに考えております。

◎渡部委員長 次、佐々木委員。

◎佐々木委員 それでは、私のほうからは子育て支援関係、環境関係、それと衛生関係と何点かお伺いいたします。

まず1点目なのですが、子育て支援関係で児童虐待という観点でちょっとお伺いしたいと思います。

今、網走市内において、児童虐待防止についてどのような取り組みをされているのか、お伺い

いたします。

◎松野子育て支援課長 児童虐待の取り組みということでございますけれども、今現在、子ども家庭相談事業ということで相談員を配置して、子どもの各種相談など、虐待を含めた相談などを実際に行っているところでございます。

また、さらに虐待についてのいろいろな連絡先等の周知につきましては、子育てガイドブックや市のホームページ、また、ポスター掲示やチラシなどによって児童虐待についての啓発を行っているところでございます。

◎佐々木委員 いろいろな啓発等は行っているということで、これは基本的にはまずやるべきことだろうと思います。

実際に虐待が発見されたようなケースがあるのか。いろいろな子育て支援の中には、こんにちには赤ちゃん事業だとか、乳幼児健診時等に虐待の発見に努めていると思うのですけれども、その辺のところでは何か虐待が見つかったとか、指導をしなければならぬようなケースがこれまであったかというようなことは把握していらっしゃるでしょうか。

◎松野子育て支援課長 年間に、多くはございませんけれども3件、4件という形で身体的な虐待というのはございませんけれども、ネグレクト等の通報等があつて、または相談等があつた中で対応している状況がございます。

◎佐々木委員 いみじくも、そのネグレクトなのですが、先日、たまたまスーパーで買い物をしておりましたら、多分4歳前後の泣いているお子さんがいたものですから、スーパーの店員さんに、どうもお母さんとはぐれたようだから親御さんを探してあげてくださいということのでつないだのですけれども、当然すぐ、店内にお母さんがいらして、お母さんにすぐその子は引き渡されたのだらうと安心して、レジを終わって帰ろうとしましたら、店員さん二、三名がそのお子さんと一緒にいらして、一生懸命慰めているのですね。お母さんがどうも忙しくて、お兄ちゃんもしっかりしていて大丈夫だから、先におうちへ一回帰っちゃったようだ。今迎えに来るからねというお話をしているのですね。

何気なく、私はお母さんが来るのだから大丈夫だと思って車に乗ったのですが、ふと考えますと、お母さんが買い物でどんなに忙しかったとは

いえ、小さいお子さんが下にいたとはいえ、その4歳前後のまだ自分で一人歩きのできないお子さんを置いて帰ってしまったというのは、まさにこれはネグレクトの前兆だなど私は感じました。

なぜそう感じたかという、その状態だけでなく、店員さんがその親御さんの携帯番号を知っていて、お子さんを迎えに来てくださいと連絡しているというところで、これは初めてのことでないのだなど。としましたら、これは本当に間違いなくネグレクトの始まりだなど私は感じました。

そういう点で、今、市の体制として、例えば保育園等の送り迎えのときに園児のお母さんと保育士がお話をする中とか、先ほど申し上げました、こんにちは赤ちゃん事業だとか、乳幼児健診のときにさまざま発見できる要素のあるときはあると思うのですが、このようにスーパー等とか公共施設等とか、直接誰かがかかわることのない、そういうことを発見することを義務づけられていないような場所でこういうことが起こったときに、やはりスーパー等から、その事業体とかからこんなことがありましたという通報を受けるようなシステムというのが多分まだ確立されていないのだと思うのです。その辺のところ、これはぜひこれからやっていただきたいと思うところなのですけれども、どのようなお考えがあるか、お伺いしたいと思います。

◎松野子育て支援課長 実際的には、周知は先ほど述べましたとおり、いろいろな形での時折々、また、公共施設だとかにおきましてはそれぞれお願いをしたりしているところでございますけれども、スーパーだとか大型店舗等でのそういった内容での周知というのは、玄関前で虐待防止のチラシを皆さんに配布するなどはやっておりますけれども、具体的に経営者等にそれらの周知は行っていないところでございます。

これらのことにつきましては、広く周知が必要があるというふうに思いますので、それらの重立ったところなどにおきましても、こちらからのお願い等々の対応を行っていききたいかなというふうに考えております。

◎佐々木委員 対応していただけるということで一定の理解をするところですが、一歩深めさせていただきまして、通報義務というものを、義務という言葉がきついかもしれませんが、やはりそういうことがあったときは随時通報していただい

て、後々保健師等々から家庭訪問をしていただくなり、家庭相談になるのでしょうか、市のほうからそういう親御さんにアドバイスなり、もし子育てに非常に困窮しているというか、余裕がなくてきちんとした子育てにかかわれないでいるお母さんのフォローをしていくというような体制をとることまで踏み込んでやっていただかなければ、これは周知徹底だけではなかなか予防もできませんし、改善もできないと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

◎松野子育て支援課長 先ほど前段でもお話をさせていだいたところですが、これにつきましての子ども家庭相談員というものが2名、男性、女性ということでおります。その方が通報やそれらの発見、または相談などがありましたら、それぞれの家庭にお伺いして、お父さん、お母さん、また、お子さんとお話をするなどさまざまなそれらの対応をさせていただいているところで、この相談員制度をさらに利用させていただくというふうに考えてございます。

◎佐々木委員 ぜひそのような形で、一人でも多くの、もしかすると不幸なケースになるかもしれないお子さんを守るためにも、ぜひこれからそういう視点でも児童虐待防止についてはしっかりとやっていただきたいということをお願いしておきます。

次に、児童館運営事業について、先ほど概要等、また、私とは違った視点での質問が出ておりました。私のほうとしましては、さらに児童館の老朽化という点では私も同じ考え方で、これから先ほど言った支援費の中で建てかえを順次行っていくというお話は何いまして、やっとそこまできたのかなと安心をしたところなのですが、それと加えて、児童館の建設位置等について、まだ具体的な建てかえの順番が決まっていない段階ではお答えいただけないかなと思うのですが、一、二点気になっているところがありまして。

まず、1点目は、北児童館なのですが、北児童館が最初に建設された当初は、小学校というのは坂の下にありまして、学校に近いところに児童館がありました。ところが、今は中央小学校は上になりまして、児童館に学校の帰りに寄っていいということになっていても、そこから自宅へ帰るにしても、学校から離れているため非常に使いにくいという声は多分十分御承知だと思うのですけ

れども、その辺で、建てかえを機会に児童館の建設場所について変更するという考えはありでしょうか。

◎松野子育て支援課長 原則的には、お話がありましたとおり、子どもの安全性、交通安全だとかそういった考慮の上からも、学校の近くが望ましい建築場所というふうには考えております。

ただ、実際的には、利用されている方のさまざまな御意見なども、例えば北児童館であれば今現在は下にございますけれども、利用されている方の御意見なども承る中で決めていくというような対応になると考えております。

◎佐々木委員 ぜひ、私が今質問した趣旨は、そういうお声があって質問をしておりますので、改めてその時期が来ましたら、利用者の保護者等の意見を伺いながら、適切な位置に建てかえをしていただきたいということをここでお願いしておきたいと思っております。

それと、もう1件、すずらん保育園のある隣に西児童館があります。ここも非常に老朽化もしていますし、敷地が非常に狭いのですね。すずらん保育園と隣接しているために、すずらん保育園の保護者の方が夕方お子さんを迎えに来る時間、物すごく車があそこは混みます。非常に出入りも狭い道路を使っています、私有地の本当に細い通路を車が走って子どもを迎えに来る。児童館は、基本、子どもが自分一人で行ける場所ですから、そのところで本当によく今まで事故が起きなかったなというくらい狭いところで運営をされています。これも、やはり同じことになると思っていますので、参考意見として、西児童館につきましてもよく周囲の状況、また、利用者さんの意見等を聞きながら建てかえのときには適切な配慮をされた児童館にしていきたいというふうに思います。

ここで付随して、児童館運営、直接はこれで終わりにして、それに付随しまして保育所、すずらん保育園なのですが、以前から一般質問でも私は質問したことがありますけれども、余り明快なお答えはないまま来たような気がするのですが、今言われましたように、非常に保育園というのは基本、親御さんが送迎が原則です。というか、親御さんが迎えに来なければ、送ってこなければ通えません。そういう部分で、車の駐車場もほとんどなく、そして園庭も、ほとんど敷地が非常に手狭

です。すずらん保育園をこのままにしておいていいのかという部分で、何かお考えがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

◎松野子育て支援課長 すずらん保育園につきましては、御指摘のとおり昭和53年に建築された建物で、経年で33年ほどたっている状況です。

保育園、児童館をあわせまして保育園の老朽化が進んでいるところにつきましては、あわせて建てかえ検討ということでの討議をさせていただくということでは考えてございます。

あと、あの場所については、すずらんの設置場所については、御指摘のとおり入り口が大変児童館も含めて狭い状況の中で御不便をかけているところがあると思っております。そのことから踏まえて、建てかえ場所なども含めて検討させていただきたいというふうに考えております。

◎佐々木委員 ぜひ、そこもそろそろ建てかえも迫ってくると思っておりますので、いろいろな調査等しながら本当に安心して通える保育園、また、喜んでいただける保育園運営ができるような場所にしていきたいということをお願いして、この問題については終わらせていただきます。

次に、衛生関係で、まず風疹の予防接種の関係をひとつお伺いいたします。

この風疹の予防接種というのは、妊娠する前にきちっと接種をしておかないと、妊娠中に風疹に罹患すると、目や鼻、また、心臓に障がいが出るという本当に非常に恐ろしい感染症でして、先日も報道を見ていますと、1人目のお子さんを出産するときに風疹の抗体があるかどうか調べたときに、非常に風疹の抗体の数値が低いということで予防接種を勧められていたにもかかわらず、大したことないだろうと、その妊婦さん自身が甘い考えで第2子を妊娠して、その最中に不幸にも風疹に罹患してしまったと。本当にその方は風疹の予防接種の重大さを認識していなかったと。今さら後悔してもどうにもならないけれど、ぜひぜひこれからそういう立場にある方には、何としましても予防接種を受けていただきたいというような報道がなされておりました。

そして、そうこうしているうちに、けさ、たまたまこの質問をしようと思っていたところ、朝の報道番組で、特に最近風疹の罹患率が急激に上がって、接種の必要性の高い方が異常にふえているというような報道をされていました。

そういう中で、妊婦さんはもちろんのこと、思春期の女性、そしてまた、その妊婦さんにかかわる周囲の大人の方たち、これは御主人も含めてですけれども、こういう方たちにきちっと風疹の抗体があるかどうかを認識してもらった上で、抗体のない方には、中には例えばこれからお孫さんが生まれるかもしれない年配の方もいるでしょうし、結婚したばかりの娘夫婦、息子夫婦なんかと一緒に暮らしている方もいるでしょう。こういう方たちに、風疹のきちとした予防接種の必要性和、やっていない方にはなるべく受けていただけるというような啓蒙・啓発、また、調査等をやっているかと思えますけれども、その辺の取り組みはどのようになっているのでしょうか。

◎大島健康管理課長 妊婦への風疹予防接種の重要性についての周知等ということでございますが、風疹の予防接種の有無または罹患したことがあるかにつきましては、妊婦一般健康診査というのを行っておりますが、その第1回目を妊娠8週前後に行っておりますが、その検査項目の中で風疹ウィルス抗体検査というのがございます。その中で、予防接種を受けているか、罹患したことがあるかというのを把握できることとなっております。そのため、妊婦一般健康診査につきましては医療機関で行っておりますので、医療機関におきまして妊娠期間中には予防接種はできないことを説明するとともに、出産後には予防接種をするように勧奨しているということで伺っております。

また、妊婦一般健康診査の結果については、市のほうでは詳細を把握することはできてはおりませんが、妊娠相談または出産後の訪問の際に、予防接種の重要性などについて指導することとしております。

◎佐々木委員 妊婦自身については、今伺いました。ただ、周囲の大人、そのほか思春期の女性、また、妊婦にかかわる周囲の人とか、これからかわるかもしれない人たちも事前にやっておかないと、いざ風疹にかかってしまうと、その妊婦さんに影響が出るという、その辺のところの周知徹底とか、予防についての啓発等はどのように考えていますか。

◎大島健康管理課長 済みません。風疹も含めて、予防接種の必要性については、折に触れて周知してまいらなければならないというふうに考えておりますので、その中で今御指摘のありました

妊婦の関係も含めて、大人の予防接種も含めて周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

◎佐々木委員 ぜひそこは、さらに意識を強めてやっていただきたいと思えます。

次に、先ほども質問が出ておりましたが、「北海道いのちの電話」相談促進事業なのですけれども、これに付随しまして、先ほど、2年前に自死遺族の会ができた。私も、それは早くつくってほしいと要望を受けながら、その辺のところは状況を見てきた経過があります。

それで、先ほどの答弁の中で、参加者が二、三名程度にとどまっている、そこを一番私も心配しておりました。自死遺族の方は、その苦しさを抱えながらも、やはりそれを知られることは非常に辛いことで、誰にも話せない。だからこそまた、自死遺族の方が、その連鎖とも言われる、例えば父親を失った息子さんが、やはり同じように悩んで自殺をしてしまったというようなケースが多々見受けられます。

そういうときに、そういう同じ思いをした方たちがお互いに悩みを打ち明けることで何とか乗り越えていけて、本当の意味での自死遺族の困窮から抜け出していくという方向性に向かっている、そのためこういう自死遺族の会があちらこちらで誕生してきて、網走でもやっと2年前にできたという実情なのですね。

そこで、この自死遺族会があるのだということのをどのようにそういう方たちにお伝えするかというのは難しいとは思いますが、もう少し一歩何か工夫をされて、自死遺族となる立場になられた方々、結構個人情報もありますし難しいかもしれませんが、警察などと連携をとると、その自死遺族の立場になられた方というのはある程度把握できるのかなと私は考えているのですけれども、その辺のところ、自死遺族の会があるのだということをもっと少し周知することを努力されてはどうかと思うのですけれども、御所見はいかがでしょうか。

◎大島健康管理課長 自死遺族の会の取り組みの内容でございますが、先ほども申し上げましたが、同じ体験をしているとはいえ、なかなか同じ境遇だからお互いに心を開いて話し合いができて、問題解決とか、心のストレスとかが軽減されるのかということ、意外にそうでもないという実態

があるとのことでございます。

また、こういう会に来られない場合につきましては、市や保健所などで相談等をしてはどうかということを勧奨しているのですが、その中でも身近な地域の中で相談というのは抵抗があるというようなことも伺っております。

また、自死遺族のための「わかちあいの会with」ですが、先週の土曜日か金曜日の新聞の折り込みで、自殺の啓発の関係の相談窓口等を書いたチラシが入っていましたが、その中にも紹介されておりますし、また、広報等でもリーフレット等でも会については周知しているところですが、先ほど説明したような理由もあって、なかなか警察とかでも聞いても、多分それは難しい話ですし、触れてほしくない方も多分いらっしゃる。そういう中で、何とか来ていただくというのを担当者がいろいろ考えて実施しておりますので、その辺を御理解いただければと思います。

◎佐々木委員 理解したいと思います。

本当に担当者の方は、本当に昼夜分かたず御苦労されながらかかわってきているというのは、私もつぶさに見ておりますので、今言ったような形で少しでも周知ができれば、わかちあいの会の参加者がふえるのかなとも思いましたけれども、そこはやはり担当者の方が一番わかっていらっしゃるでしょうし、この担当者はもともと精神科の看護師も長年やっていた方ですから、十分わかった上で動いていらっしゃると思いますので、私たちがここで取り上げることも含めて、ここにいる皆さんがそういう方が身近にいたら、寄り添いながらそういうところがあるということをお知らせするか、さまざまな形で側面から支援をしていくしかないのかなと理解をさせていただきたいと思っております。

ただ、本当に何とか少しでもわかちあいの会が活用されることを、これからも頑張りたいというふうに思っていて、この質問については終わらせていただきます。

次に、患者送迎車運行事業について伺いたいと思っております。

これは私も以前から何度も取り上げてきたりしているのですが、実は今回、公共交通の不便な地域の方のために、今、コミュニティバスと乗り合い型のタクシーとを試験運行しているわけですが、それと並行しまして、患者送迎車運行事

業の利用者の方たちというのは、確かに運行事業が始まった時点では、診療所がなくなったということで、医療的な不便を解消するために始まった事業と私は理解をしております。

ただ、このバスに乗られる方々は、やはり違った意味での、公共交通の必要がありながらその恩恵が受けられない地域にいる方でもあります。そういう点で、今現実的には、病院に通う方が乗るものと規定されていますが、柔軟な運用で、近隣の病院に行かないけれども、きょうは買い物に行きたいとか、きょうはどうしても用事があるから街へ出たいという方も乗っているとも伺っております。

ただ、この方たちが、やはり病院も行くならいいのですが、病院に行かないのに乗ることに対して非常に肩身の狭い思いをしている。いいんですよということで柔軟な対応をしているのですが、やはりそこで非常に苦渋の選択をしながら乗られている方もいるということで、これを患者送迎車運行事業を、今回、試験運行と絡めまして、何とか公共交通の恩恵の受けられない方々の補完にするために、横の連携、予算が別ですから、当然これは医療費の関係での措置費ですし、また、コミュニティバス等の試験運行に関しては、経済部のほうの予算でやっていますから、縦割りでは絶対できないことは十分私も理解しています。

そこで、横の連携を図って、何とか網走市内の全地域の公共交通の過疎者に対してのサービスに提供できるような方法を考えられないものかと思うのですが、御所見を伺いたいと思っております。

◎後藤市民部次長 郊外地区の公共交通機関を利用できない方、御不便を感じている方がいらっしゃると思っております。

私のほうからお答えするのがいいのかわかりませんが、そういった患者さん以外の利用拡大、こういうことにつきましても、先ほど委員からお話がありました網走市地域公共交通活性化協議会におきまして、ほかにも福祉バスですとかスクールバスがございます。これらと一緒に効率的な活用ができないものか、今後検討していくことになっておりますので、御理解いただきたいと思います。

◎佐々木委員 そういうことであれば、ぜひそのように、少ない予算を非常に効率的に使っていた

だけのように頑張っていたきたいと思います。

◎渡部委員長 佐々木委員の質疑の途中でありますが、ここで暫時休憩をいたします。

午後4時02分 休憩

午後4時12分 再開

◎渡部委員長 休憩前に引き続き、再開をいたします。

佐々木委員の質疑を続行いたします。

◎佐々木委員 あと2点ほど。

まず、衛生関係でもう1点ございました。今いわゆるメタボ健診と言われる時代になりまして、以前、検診事業の中には肺がん、胃がん、それから大腸がんプラス子宮がんも一緒にやっていた。以前は、このメタボ健診になる前は。

今、このメタボ健診になりましてからは、子宮がんと乳がんが別々に予約をしなければいけなくなりまして、まず、この子宮がんは以前は一緒にやっていたものが今は切り離されたというのは、メタボ健診の手法が違うということだろうと理解はしております。

そこで、以前、私は子宮頸がんが一緒だったとき、非常に受けやすかったなというのが私の率直な感想です。

そこで、まずお伺いしたいのが、子宮がんの検診の受診率は今は下がっているのではないかと心配するのですが、どうなっていますでしょうか。

◎大島健康管理課長 子宮がんの検診率でございますが、検診率というか、受診者につきましてはおおむね800名前後という形になっております。

平成23年度の実績で申し上げますと755人、その前年22年度では810人、21年度では836人、その前年の20年度では497人と、20年度から21年度はふえていますし、これは受診日数がさらに追加したということもございます。おおむね、この上下する理由というのは、ちょっと分析はしていませんけれども、そのぐらいの人数ということになっております。

◎佐々木委員 今の数字からいくと、メタボ健診になってから子宮がんの検診日が別になったからといって、受診者の数は減ってはいないということですね。

そうすると、私の懸念は払拭されたということになるわけで、実はそれが減っているのではないかとということでここで取り上げたのは、以前のよ

うに子宮がんをメタボ健診のときに一緒に受けられるように何とか改善できないものかなということをお伺いしたかったのですが、受診者が減ってはいませんが、そのほうがさらに、先日の代表質問等でも子宮がんに限らず、がんの検診の受診率というのはまだまだ低いという全体から見ますと、少しでも受診率を上げるためにはその辺の利便性を高める必要性はあると思うのですが、子宮がんの検診をメタボ健診と一緒にする、以前と同じ形に戻すことはできないのかというところで伺いたいと思います。

◎大島健康管理課長 ミニドック検診の中で子宮がん検診等を一緒にできないかというお話でございます。

現在ミニドック検診は、委員お話のとおり特定健診を含め、胃がん、大腸がん、肺がん等の検診を行っております。

また、それとは別の日に子宮がん検診と乳がん検診を同じ日に実施しております。

一時期、ミニドック検診と同日で子宮がん検診も実施はしてはしておりましたが、乳がん検診の実施に伴いまして、検査会場である保健センターの部屋割りの関係、それと1日の受診者の人数、医師、配置しなければならない医師の配置ということで、また、現在ミニドック検診では検診車を2台でやっております。また、子宮がん、乳がん検診でも、同じく検診車2台と。これを同日にやる場合には、ある程度人数をさばくためには4台体制になる。そうなると、現在保健センターのカーポート、屋根のあるところに検診車をとめて雨に当たらないような形で検診車に乗って検査を受けていただくということにしておりますが、その辺の対応も難しくなっていくということですので、また、同日に実施するという事になれば、先ほど言いましたけれども、受診人数の関係で子宮がん検診の定員が今は200名ですけれども、半分にしないと日数的には対応できないと。

検診については、がん検診センターに委託しておりますので、その全体の日程の中で網走市に日程を、ある程度日にちを割いていただいているということもありますので、その点では何かちょっとまたもとに戻すというのは難しいのではないかとこのように考えております。

また、子宮がん検診と乳がん検診を同日に実施するという事で、検診者が全て女性の方という

ことで、逆に男性がいなくて受けやすいと。そういう声もございますので、現状では同日にするというのはちょっと難しいというふうに考えております。

◎佐々木委員 逆に言えば、乳がんと子宮がんが一緒に、男性がいなくてというところで女性は逆に来やすいと言われますと、確かにそれも一つの考え方ですし、理解もできます。

できましたら、カーポートがないと雨が降るときにぬれてしまうので、そういうことも避けながら検診車を置ける台数と、がんセンターとの連携を含めて、今の現状がぎりぎりいっぱいなのかなと一定の理解はするところですが、できましたら私が申し上げたようなこともこれから考慮していただければ、がん検診の受診率は向上するのではないかと私の意見は変わりませんので、何らかのこれからの検討課題としていただけたらありがたいかなと思って、この質問は終わらせていただきます。

最後になのですが、先ほども墓園整備に関しては質問が出ていまして、合祀墓がとうとう網走にもできるということで、市民の皆さんが本当に長年待ち望んでいた合祀墓ができるということで、私も本当に、ついせんだってでも全く親類縁者のない方の遺骨を預かっている方が、早く合祀墓ができるとありがたいというような意見もありまして、網走もいよいよ合祀墓ができるということは、本当に私もこの予算については大賛成でございます。

その部分で、合祀墓というのは、ここ数年、いろいろな地域で、特に都市圏では後継者のいない方、また一人で生涯を送られる方、そういう方々が将来自分たちが本当に安らげる場所として、自分たちで合祀墓を整備しながら、本当に自分の老後も安心できると言えるようなメモリアルパーク的な合祀墓があちこちで建設されているという話を聞いておりました。

そういう部分で、網走の場合も、この合祀墓は単なる後継者のいない方の納骨場所というような考え方ではなく、メモリアルパーク的な場所であるというような考えも私は兼ね備えた合祀墓ができると理想的ではないかなと思っていまして、この合祀墓の建設に関して、建設方法と業者の選定とをどのようにこれから推し進めていくのか、お伺いしたいと思います。

◎後藤生活環境課長 合祀墓についてでございますけれども、合祀墓につきましては平成24年度の予算で実施設計を終了している事業でございますので、25年度につきましては、先ほども説明させていただきましたが、区画型墓地の造成とあわせて合祀墓の造成設置を進めていくというふうに考えておりますので、ここに分けるというのではなくて、一括で土木工事をするような形で発注をしていこうというふうに考えております。

◎佐々木委員 ちょっと私は質問する時期を逸してしまったのかもしれませんが、もう実施設計が終わっているということを私はきちっと認識をしておりますので、申しわけありません。

そういう意味では、もう既に実施設計が終わっていて、どんな形になるかということも含めてこれから説明があるという、もう設計ができていたのであれば、そうであれば、この質問は本当に時を失した質問だったかと思えます。

ただ、このメモリアルパーク的な合祀墓の考え方というのは非常に必要なと思ひまして、その辺がどんなふうの実実施設計も終わった段階で反映できるか難しいとは思いますが、市民の皆さんの、まだこれから先々この合祀墓にお世話になるかもしれない方々の思いというものを少しでも反映できるようなことを、平成25年度の中で何とか、これから後づけではありますけれども、考慮いただければありがたいということを申し添えまして、私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

◎渡部委員長 次、栗田委員。

◎栗田委員 2点ほどお尋ねをします。

まず、公衆浴場の補助事業なのですが、50万円を当市のほうから援助をしているということになっていますが、現状として経営状態とかを見たときに、適切だということで支給されていると思うのですが、それで間に合っているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

◎大島健康管理課長 公衆浴場の維持について、確保についてでございますが、市内には公衆浴場が1件しかございません。

委員お話のとおり、市としては公衆浴場の確保事業を実施しておりまして、運営に要する費用として50万円補助しております。

また、市の助成にあわせて、北海道も20万円を助成していると、70万円助成しているということ

でございます。

◎栗田委員 皆さんも御存じのように、あの設備は火災に遭って、援助をしてああいう形で再生をされた。

運営を見ていると、私も時たま夜、街場に出たときに、スナックとスナックの間でちょっとあそこのお風呂を借りて入ることがあるのですけれども、裏のほうをのぞくと、おじいちゃんが一生懸命廃材を切りながら、苦勞されて燃料に使っているという状況で、親子でやっていらっしゃるのですが、見たときに非常に素朴な疑問として、本当に大丈夫なのかなという気がしています。

合計で70万円ということですので、それが適切で運営上は何かやっているとすることも当事者から聞いていますけれども、やはり末永い支援をしていかなければいけないと思うのです。

なぜ、公衆浴場、1カ所残った公衆浴場がたまたま今いろいろなことで検討されている4条通にあるのですね。4条通にああいう銭湯がある土地で、公衆浴場は中も昔ながらのつくりの、私たちが学生時代に通った銭湯そのものなのです。お湯もちょっと熱めで、早く出てくれという意味だと思うのですけれども、そういう昭和の文化を感じる大切な設備だと思うのですね。今後、アプト4周辺の整備を全部いろいろ考えていったときに、必ず宝になるだろうと私は思う施設なのです。これは、市民挙げて守ってあげたいという気持ちで質問しているのですけれども。

例えば、セントラルホテルに、夏場かなり陸上のアスリートたちが合宿に訪れます。セントラルホテルはユニットバスがあるだけで、大きな浴場はない施設です。そういうところの人たちに声をかけて、多少これは費用がかかる話なのですが、420円に対する200円程度の援助してあげることによって利用してもらおうとか、もしそれが不可能であれば、職員の皆さんが1年に1回、そのときお風呂を利用すると。皆さんは、毎日多分お風呂に入っていると思うのです。それは自宅に入るか、そこへ行くかで。そういう設備で、市がそうやって協力をしている設備なので、それぐらいの意識を持っていただければ。300人入っていただくと十何万という収入になりますよね。それも立派な援助になると思うのですね。

だから、そういうことも含めながら、本当に網走の宝物ですし、ああいう銭湯というのは残さな

くてはいけないと思っている一人なので、ぜひともそういう協力体制をつくっていただきながら、なおかつ補助金も出しているのです、これは何度も言っていますけれども、経営上の収支の精査というのは必ず報告を受けながら、精査しながら、時々できちんとした対応をしていただきたいと思います。これは返答はいりません。

もう1点。生活保護の件が各委員から出ていましたけれども、私は松浦委員とは逆の立場です。生活保護の額の引き下げについては、これは委員会でも言っていますけれども、ちょっと高すぎるのではないかという見解を持っていました。

国が財政上の問題で下げるとするのは、それはいかなものかなという話ですけれども、最低限度、憲法上保障されている最低限度の生活というのはどこに視点を置くかという問題なのです。例えば、12万円の支給に対して最低限度かといったら、僕は特に当市あたりの物価水準で考えると、ちょっと高く出し過ぎなのかなという気がするのです。

最低限度ですから、もちろん食事もしたりいろいろなこともしなければいけないというのはわかるのですけれども、ぜいたくはしてもらっては困るのです。そういう視点というのが必ず根っこにないと。

なぜかという、私たちが一生懸命働いた血税がそこに投下されているわけです。そのピュアさを考えたときに、やはりさっき就労支援の話で、そこから出している方もいらっしゃるし。数字的なものを分析していくと、多少減っている部分もあるかと思うのですけれども、そういう根底をしっかりと押さえないと大変な勘違いというか、そういうふうになるのではないかと私は懸念するわけです。

高く、安くする。国の制度ですから、ある程度国の方向性というのは必要なのですが、これは確認なのですけれども、支給に対する当市の負担割合というのを再度確認したいと思います。

◎川上社会福祉課長 当市の生活保護受給の中で市の負担割合ということだと思いますけれども、国が4分の3、市が4分の1、25%ということでございます。

◎栗田委員 25%ですよ。大変な金額を皆さん市民が負担しているということです。

だから、なおかつ、やはりピュアさがそこにな

いと大変なことになる。私もこういう立場ですから、いろいろ相談を受けて、生活保護という相談を受けます。極力その道は選んでほしくないということで、外すような方法で私は取り組んでいます。それは、何ととっても、こんな言い方を言っているかどうかはわかりませんが、多少恥ずかしいという気持ちがそこにないと、本当の意味で私にはならないと思うのですね、この制度自体が。

だから、本当に最後のとりでで、みんなそれはさっき言われたように、高齢の方とか働けない方はこれはしょうがない。でも、働けるのに働こうとしない、それが精神的なものなのか身体的なものなのか、いろいろな度合いというのはあるかと思いますが、それが恒常的にずっと安楽の地になってしまっただけでは決していけないことだと。これは私の考え方ですから、いろいろな異論はあると思いますけれども、そのことをしっかり押さえて。

まず、函館、この間の報道によりますと、警察OBと、もう一民間の方をケースワーカーのほうに入れて対応されるということなのですが、ふとその件を耳にしたときに感じたのは、網走も函館も似たような環境がありますよね。それは、ある施設があるということなのですが、その辺は原課ではどういうふうにご考えていますか。

◎川上社会福祉課長 函館と同じ状況というのは、刑務所があるということだと思いますけれども、刑務所に収監されまして、刑期を終えて仮釈放することがありますけれども、更生保護施設に入所するという状態になることが多々ございます。この場合は、生活需要については満たされておりますので、医療扶助が必要な場合に限られるということになりますけれども、入所中及び退所後、保護申請が見込まれるものにつきましては、保護観察官が同席のもとで申請を受けることといたしておりまして、その辺で暴力団だとか、その辺の関係が疑われるものについては、警察との連携をして対応しているという状況でございます。

◎栗田委員 先まで話していただいたので質問が途切れてしまうのですが、要は暴力団関係者たちに対する不正にそういう制度を悪用しているということに対する対応として、警察官のOBを。

当市においては、多分そこまでの必要性はないのかなと考えます。そういう予算的な余裕もないでしょうし、そこまでは必要ないのですが、僕が

一般質問でしたときと同じように、暴対に対する考え方。たまたま隣に警察署がありますので、その生活安全課としっかり連携をとりながらやっていたらいいと思います。その部分について、原課のほうでいろいろ問題があって苦労されているという部分はあるのかなのかをお聞きします。

◎川上社会福祉課長 生活保護での暴力団対策ということでございますけれども、実際に申請に窓口に来られまして暴力団と思われるという方につきましては、その暴力団の該当性につきまして警察署へ情報提供の依頼を行いまして、その結果によりまして保護の開始、申請の却下という判断をして対応しているところでございます。

◎栗田委員 その連絡を密にしながらきちんとした対応をしてほしいということと、もう一点ちょっと確認をしたいのですが、先ほど保護施設、網走は慈恵院かなんかという名前だと思いますけれども、そこは短期的に入所できる設備ですよ。そのこの段階では、例えば元暴力団員であっても、出所した段階では完全に普通の人に戻ったという考え方で対応していらっしゃるのでしょうか。

◎川上社会福祉課長 施設の考え方なので、その辺ははっきりと申し上げられないですけれども、基本的には更正ををしてきたということで考えているだろうというふうに思います。

◎栗田委員 慈恵院の考え方ではなくて、もとは組に入っていたわけですよ。いろいろお務めを終わって清い体になって出てくるわけですから、その段階で慈恵院にいる方が生活保護の申請と、当然そういう流れになると思うのですよね。

正直、そういう施設というか、刑務所から出られた方が就職するというのは、なかなか決められた業種以外は難しいかなと思うので、当然この制度を使う形になるのですけれども、その取り扱いについてどのように線引きというか、取り扱いをしているのだという話です。

◎酒井福祉部長 刑務所から出てこられた方につきましては、暴力団の方もおられると思います。ただ、そのときには、もう既に暴力団のほうから何らかの取組をとりまして、暴力団でないというような形になっております。その辺は奉仕の方についてまいりますので、その辺で確認をして保護開始を行っているところです。

◎栗田委員 そこが当市の特質性で、原課も苦勞されている部分だと思うのです。これは北見とか美幌というのは、そういう問題の発生は少ないと思うのですよ。だから、そういう部分からすると、当市ならではの悩みなのかなという気がします。

それで苦勞されて、昨年お聞きしたときも、不正に対するものはほとんどないという原課の考え方で、それはすばらしいことだと思う。本当にないかと言われると、何とも言えない部分もあると思うのですけれども、極力そういうものを少なくしていくという、そういう目配りが必要なのかなど。そのために、もし必要であれば警察との連携をもっと強くして、そういう対応をしていただきたい。

原課の皆さんは普通の人ですから、そういう危険な場所にはなかなか入っていけないですね。必ず警察関係の人を同行して対応しないと、何かあったときに大変ですから。そういうことも気をつけながらやっていただきたいのと。

本当にこの生活保護というのはいろいろな問題を抱えていると思います。私も気にはしていますが、そういう中で原課のほうで必要があればそういう対応をしっかりと詰めながらやっていただきたいのと、無駄にふやさない努力もしていただきたいなというふうに思います。

以上です。

◎渡部委員長 次、近藤委員。

◎近藤委員 予算委員会2日目も押してまいりましたので、質問が重複する部分は割愛をいたしまして、大事なお話1点のみをさせていただきたいなというふうに思います。

地域医療についての考え方であります。

今回の予算案の中にも、24時間健康電話相談サービス等々盛り込まれて、地域医療への負担、医療現場への負担をなるべく減らして、コンビニ受診の抑制でありますとか、そういった形で地域の医療を守っていこうという意思がここに示されているのだろうというふうに思います。

ただ、一方で、網走の地域医療の現状ですね。先ほど、病院はたくさんあるではないかというような話もちらほら議論されておりましたけれども、私自身は極めて厳しい現状があるのだろうというふうに思っております。まさに薄氷の上にある網走の地域医療だというふうに感じておるとこ

ろなのですけれども、市としては今の網走の地域医療の現状をどういうふうに受けとめているか、改めて確認をさせていただきたいと思います。

◎大島健康管理課長 地域医療の現状についてでございますが、委員のお話にもございましたが、また、代表質問等でも答弁をさせていただいてますが、まずは医師、看護師等の医療従事者の不足というのが大きな課題ではないかというふうに考えております。これにつきましては、厚生病院等に確認しましても、なかなか給料を多少上げてもこちらには来てくれないと。それぞれの方の理由等もあるとは思いますが。

そういう中で、病院等では地域医療の現状の体制を守るためにさまざまな御努力をいただいていると思いますし、市といたしましても、厚生病院でいきましたら整備支援、小児医療の補助、脳神経外科への運営補助等も行っておりますし、24時間電話健康相談サービスにつきましても、委員のお話がありましたように、地域医療体制を守るためには、維持に資するものということで考えておまして、なかなかこれから発展的によくなるという方向というか、光が見えないといえませんが現状を維持した中で地域医療を守っていくと。

ただ、この点につきましては、網走市だけが頑張ってもどうしようもならないということでありまして、網走市のみならず斜網地域とか北網地域とか、それぞれで現状維持、現状維持を進めていくというのちょっとおかしいかもしれないですけれども、諸課題がある中では、少なくとも現状維持を地域で連携しながら守っていくような形で進めてまいりたいというふうに考えています。

◎近藤委員 実は地域の医療というのは、現状維持することすら難しい事態がこの国の中では起こっておりまして、近くを振り返ってみると、釧路市なんかは夜間救急が平日は輪番制が網走のように、5年前までは同じようにやられていたのです。それが、医師不足とそれからコンビニ受診がふえたという結果、輪番制が崩壊をしました。その上、市で夜間急病センターという受け皿をつくったのですけれども、今度はそこに常勤医が見つからないという状況があります。市が大変な人手と手間とコストをかけて救急医療を維持しなければならないような状態が、いまの釧路市に起きてしまっているわけなのですね。

そういう状況を見て思うのは、やはり地域の医療というのは一度壊れたら戻せないということなのです。今を維持することだけでも本当に大変なのだと思うのですけれども、そういった危機感のようなものというのが、今は全市的に共有されているというふうに原課で思われていますでしょうか。確認をさせてください。

◎大島健康管理課長 全庁的にというお話でございますが、市長も折に触れてそういう話をしています。例えば、医師が3人いても、1人減れば2人になるわけではないと、ゼロになる可能性もあると、そういうお話も折に触れてしておりますので、市職員としても直接健康にかかわらない、部門にかかわらない部署もございまして、実際に実生活の中で病院にかかるということもございまして、そういう危機感というのはある程度持っているというふうに思っております。

◎近藤委員 庁舎内ということだけではなくて、広く網走のまちの中で共有されているという感覚をお持ちかどうかという質問だったので、いかがでしょうか。

◎大島健康管理課長 全市的にということですが、昨年も小児医療を守るということでフォーラムを開催しておりますし、救急医療体制を守るためのフォーラムとか、フォーラムのような形もありますし、広報等でも医療を守るためには守っていかなければならないということは市民の方にお知らせして、何とか御理解いただくような形で周知を図っているところではございます。

◎近藤委員 何回も申し上げますけれども、地域医療を一度壊すともとに戻らないという、壊してしまえばもとに戻らない、戻せないというようなものでありますので、やはり今ある地域の医療体制を何ともしつかりと維持、守っていくということに心を砕いていただきたいと思いますというふうに思いまして、私の質問を終わります。

◎渡部委員長 次、飯田委員。

◎飯田委員 私は、障がい者スポーツの振興について2項目ほどお伺いします。

さきの代表質問にて、当市の障がい者の方々のスポーツ振興ということで質問いたしました。

私の質問というか、議員団の質問としては、ハートプランⅠのときからⅣでは後退しているのではないかということの質問でしたが、実際にはハートプランⅣでも、今までの方向性をしっかりと

と受け継いで施策を行っている。そしてなおかつ、特別支援高等学校の開校にあわせて、障がい者スポーツに対する意識づくりと障がい者スポーツ振興の機運を高めていくということですので、これはこれで私なりに評価して質問をいたします。

障がい者スポーツ振興計画の策定については、国のスポーツ基本法の制定や、スポーツ基本計画の策定を受けまして、現在、北海道でスポーツ振興計画について検討しているから、その内容を踏まえながらスポーツ振興の計画について検討したいとの御答弁がありました。

そこで、北海道の計画が出て検討するときに、当然有識者による策定委員会的なものが考えられていると思いますが、その構成とあわせて、まずお聞きしたいと思います。

◎川上社会福祉課長 現在、北海道におきまして北海道スポーツ推進計画、これが策定中でございます。

この計画が示された段階で、その内容を踏まえながら障がい者スポーツ振興計画の策定につきましては、障がい者当事者はもちろんでございますけれども、障がい者スポーツ関係者やスポーツ関係者、それから障がい者にかかわる事業者など、いろいろな方に構成メンバーとしてかかわっていただくよう検討していきたいというふうに考えております。

◎飯田委員 今御答弁のとおり、障がい者当事者はもちろんのこと、障がい関係者ということなのですけれども、もともとスポーツ基本法そのものの中に、障がい者スポーツということがしっかりと位置づけられているのが今回のスポーツ基本法の考え方です。

ただ、現在の所管は、スポーツ基本法が文部科学省、それから障がい者スポーツが厚生労働省ということで分かれまして、法律的にも縦割りになっているのですけれども、スポーツ基本法の中では、しっかりとオリンピックにしても、それからパラリンピックにしても、国体にしても、全国障害者スポーツ大会にしても、同列にきちんと位置づけられて今回のこのようなことになったと思うのです。

そうなりますと、現在取り進めている厚生労働省の関係から福祉の関係なのですけれども、スポーツ基本法の考え方からいうと、スポーツ担当

部局ということになりますけれども、その辺との連携も含めて、今回のそのような策定の方向、委員会なりの方向性をつくるという考えでしょうか。

◎川上社会福祉課長 その部分につきましては、先ほどもお答えしたように、障がい関係者はもとより、スポーツ担当課、それから庁内で他の部署、関連部署も出てくると思われしますので、その辺も含めて検討の中に入れていただきまして、連携を図っていきたいと思っております。

◎飯田委員 そういうことであれば、私は道が推進計画をつくるということの検討を待つ前に、今の障がい者スポーツの予算は、公式的には予算案上では100万円しかないのですけれども、障がい者スポーツというと知的から身体からさまざまな分野に分かれます。そういうことであれば、そういうような分野にしっかりと行き渡るような政策を、現在の網走市の障がい者スポーツの実態を踏まえた上で、障がい各分野での振興施策の施行というのですか。さまざまな分野を有識者なりを含めた策定委員会的なもので練っていただくと。先にですよ、道の景観ができる前。そういうような方向というものも考えられないですか。

◎川上社会福祉課長 今のお話でございますけれども、網走市の障がい者自立支援協議会というのがございます。網走市障がい者福祉計画の課題の検討、評価、点検をここでやることとなっております。平成25年度におきましては部会を設置することとしております。その部会の中では、当然計画の実態を把握する中で議論を行うこととなりますので、このことは障がい者福祉計画の中の障がい者スポーツに関する事項に当てはまることでありますので、その結果によっては新たな施策の実施を検討していくということになるものと考えております。

◎飯田委員 いずれにしても、障がい者スポーツがスポーツ基本法の中でしっかりと位置づけられましたが、財政的にだとか、そういうことに関してはまだまだ厚生労働省の所管ということで、予算づけやなんかはそういう方向で向かっていくと思うので、スポーツ担当課と連携を深めながら、予算面でも障がい者スポーツ振興の発展のためにしっかりとやっていただきたいと思います。

次に移ります。視覚障がい者への情報収集手段についてであります。

テレビのデジタル化が本格的に移行しまして、アナログ波が終了しました。それに伴いまして、アナログ波で聞けたFMラジオでのテレビの音声は聞けなくなりました。いわゆる地デジに移行するに向けまして、低所得の方、それから生活保護の世帯の方、住民税非課税の障がい者のいる家庭の対応など、幾つかの対策はとられましたが、視覚障がい者の方に対する政策は置き去りにされた感があります。

視覚障がい者の方にとって、ラジオからのテレビの音声というのは、貴重な情報収集手段だと伺っています。この点の必要精査性と、切実さについての認識をまず伺いたいと思います。

◎川上社会福祉課長 視覚障がいのある方々の情報の入手方法につきましては、平成20年3月に公表されました厚生労働省の身体障害児・者実態調査におきまして、テレビと回答された方が66%と最も多く、次に家族・友人が55.7%、それからラジオが49.9%となっております。

このように多くの方々がテレビやラジオを通じ日常生活上の情報を得ている状況にありますことから、地デジ対応ラジオなどの情報収集手段を確保することは、視覚障がいのある方々にとって大変重要なことであると認識をしております。

◎飯田委員 今の御認識のとおり、視覚障がい者の方々は、いわゆる地デジによってラジオでテレビの音声は聞こえなくなった。そのことが地デジに対応するラジオの製品化の要望がずっとありました。それが、なかなかメーカーだとか、そういうところに依頼しても、初めはけんもほろほろだったそうですが、それが今年の9月、製品はできましたけれども、これらの運動は一昨年の通常国会に視覚障害者協議会から、ぜひこのようなFM、デジタル化に伴うラジオ、FMが聞ける請願が出されました。ラジオを製品化してくれと。去年8月末の国会の本会議で全会一致で採択されて、実現の道筋がようやくついたわけです。

このような状況の中で、製品化された地デジ対応ラジオというものを日常生活用具として支給すべきということが全国的に起こりました。

それで、現在、市内と道内自治体とでの実施状況、かなり差はあると思っておりますけれども、どのようになっているのか、伺いたいと思います。

◎川上社会福祉課長 当市におきましては、重度障がい者等日常生活用具給付事業におきまして自

立生活支援用具等の日常生活用具を給付しております。

視覚障がいのある方々に対しましては、ポータブルレコーダー、それから拡大読書機、点字器などを給付しておりますが、地デジ対応ラジオにつきましては、現在、給付品目となっておりません。今後、各メーカーからの製品化の状況などを踏まえまして、適切に判断をしていきたいと思っております。

道内の状況につきましては、給付品目に追加をしているのは1市、それから検討中が18市、未定が16市という状況になっております。

◎飯田委員 実際、地デジ対応の製品化は、先ほども言いました9月ですから、種類もまだそう多くなく、値段的にも普通に聞けるのは2万円から3万円近い非常に高価なものだということがあります。これは、いわゆる需要が少ないものですから、そういうようなことになっているのですけれども、今言ったみたく給付対象にしているところが出てきています。

今回の1月8日の道議会で、厚生労働省より通達があった件につきまして我が党の真下道議が、市町村の視覚障がい者にいわゆる地デジ対応のラジオを日常生活の生活用具として給付するよう働きかけると、検討するよう働きかけることだと質問しましたがけれども、これに対して道は、国から支給することは差し支えないと回答を得たので、道として速やかに市町村に対して地デジ対応ラジオを日常生活用具の対象として追加するように各振興局に通知したと答弁しましたがけれども、この通知は来ていますでしょうか。

◎川上社会福祉課長 北海道からの通知でございますけれども、平成25年1月10日付オホーツク総合振興局保健環境部社会福祉課長名によりまして、視覚障がい者を対象とした日常生活用具給付等事業についてということで通知があったところでございます。

◎飯田委員 そういうことであります。

いわゆるデジタル化になってから、視覚障がい者の方はなかなかこういうような情報、特に災害等がありますと、ラジオが一番頼りになるということでございます。

大雨だとか、暴風雪だとか、さまざまな災害、防災のことも初日から議論されていますけれども、やはり災害時に対して視覚障がい者の方が取

り残されないように、使いやすいものへの改善を含めて、当市としても日常生活用具に加えて給付の対象にすべきと思いますが、その辺はしっかりと私はすべきと思いますが、いかがでしょうか。

◎川上社会福祉課長 視覚障がいのある方々の情報入手につきましては、テレビ、ラジオや、最近ワンセグ機能つき携帯電話など、さまざまな方法を活用されていると思いますけれども、現在、製品化されております地デジ対応ラジオにつきましては、AM及びFMラジオでの緊急警報放送の自動立ち上げ機能が付加されているものもあるところでございます。

今後の支給に関しましては、災害対応の観点からも検討をしていきたいというふうに考えております。

◎飯田委員 ぜひ視覚障がい者の方の願いをしっかりと受けとめて、ぜひ購入できるような道筋を私はつけるよう検討していただきたいと思いません。

終わります。

◎渡部委員長 次、おりますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

おりませんので、以上で本日の日程であります一般会計の歳出のうち、民生費、衛生費及びその特定財源に関する歳入の細部質疑を終了いたしました。

再開は、あす午前10時としますから、参集を願います。

大変御苦労さまでした。

午後5時02分 散会